

○渋谷委員長職務代理 皆さん、おはようございます。

会議に先立ちまして、本日も焼津市議会委員会条例第12条第1項の規定により、副委員長の私、渋谷が委員長の職務を代行いたしますので、御了承願います。

昨日に引き続き、予算決算審査特別委員会を開会いたします。

本日、26日の審査順序は、防災部、市民部、健康福祉部、環境部として進めます。

それでは、審議に入ります。

最初に、認第9号「平成30年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について」中、防災部所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。

これより順次発言を願います。

最初に、村松委員。

○村松委員 おはようございます。きょうも元気にやっていきたいと思っておりますので、お願いします。

まず最初に、私のほうの消防水利整備費についてお尋ねをします。決算書の252ページ、下段、それと、概要報告書の52ページでございます。ここに消防水利施設の整備というところが出ています。その中でお尋ねしたいと思っております。

まず、消火栓のほうの新設、更新、修繕工事、この辺について具体的にどんなものがあったんでしょうか、お尋ねします。

○川村地域防災課長 村松委員にお答えします。

まず、平成30年度の消防水利整備事業費の実績であります。水道部が発注します配水管布設工事に伴う消火栓の新設、公設設置工事が18基、850万1,760円、それから、そのうち主に区画整理事業区域内で新設が4基、残り14基が既存の配水管の布設工事によるものであります。

以上です。

○村松委員 わかりました。

私が若干勉強会をしてもらったんですけども、公設消火栓が現在2,019基、2,020かな。それと、公設防火水槽が94、公設防火井戸が102というようなことが設置されていますよ、整備されていますよと聞いていますけれども、いわゆる私が一番心配するのは、このものが有事、大規模な地震のときにこのものが使えるのかというのがすごく心配になります。というのは、消火栓は水道ですので、水道法でやっていますので、そこがとまれば、電源がアウトになればこれまでの千葉県みたいな形になっちゃうんですから、そこで、たまたま千葉県のほうでは火災がなかったんですけども、火災があったときにどんな対応になるのかなというのを危惧しますし、防火水槽が地上に出ている防火水槽と地下に潜っている防火水槽があると思うんですけども、その辺の水利の確保というんですか、その点検等は現在どうされているんですか、教えてください。

○川村地域防災課長 消防水利の関係ですが、現在、防火水槽及び貯水槽に関しましては定期的な管理をしております。その後、消防水利におきましては、災害時のときも含

めまして、消火栓や防火水槽に限らず、小学校のプールですとか、河川、それから、池、海、下水道等も考慮しております。

それから、電源の確保につきましても、水道のほうでは自家発を対応して行うことになっております。

以上です。

○村松委員 ありがとうございます。わかりました。

それで、いわゆる耐震に対するものの基準というのは国か何かのガイドラインがあるんですか。お願いします。

○川村地域防災課長 耐震基準につきましては、今ちょっと手持ちに資料がありませんので、後ほどまた提示させていただきます。済みません。

○村松委員 また資料提供をしていただければと思っています。

それと、先ほど、私、公設の消火栓とか、水槽とか、現在の整備基数を言ったんですけども、そもそも焼津市における消火栓、防火水槽、防火井戸、いわゆる計画というのはあるんですか。3,000を本当は欲しいんですけども、今のところ2,019基ありますよ。だから、今後何年間で幾つふやすんだよというのか、2,109、これが計画どおりできていますというふうになるのか、その辺についてお願いします。

○川村地域防災課長 消火栓等につきましては、住宅ですとか、新たな住宅が建ったりとか、工場が進出したり、そうした場合に防火対象物があれば設置基準によりまして市街地では100メートルピッチで、それから、準市街地では120メートル、それ以外の地域では140メートル以内に設けなければならないとなっておりますので、その基準に沿って敷設していくということになるものですから、これから何基というのはまだ把握はできないといえますか、開発行為とかも含めてかかわってきますので、ふえていくとは思いますが。

○村松委員 消火栓においては水道法でやっていかないかんもんですから、私も十分承知したんですけども、予算のかかることですので、いろいろ含めて今後の予算確保ということも視野に入れながら事業を進めていっていただきたいなというふうに思っています。特に火事に対応するということですので、消防水利については消防法と水道法の規定により基準に基づいてやるという形になっていきますので、防災だけでなく水道のほうにもそういう意識を持ってもらわなければいけないということもありますので、その辺の連携を密にしてやっていただきたいなと思っています。

それで、あと、修繕をするのに、例えば消防署の職員がパトロールをして発見したところを修理するのか、消防団の人たちが定期的にやる防水訓練とか、自主防がやる放水訓練とかでやった情報をもとにして緊急度の高いところからやっていくのか、その辺の実際のところはどうなっているのでしょうか、教えてください。

○川村地域防災課長 村松委員のおっしゃるとおりでして、まず、志太消防本部の署員、あるいは消防団の方々、それから、私たちも含めてパトロールに出た場合に塗装がちょっと劣化しているとか、そういった部分を見つけて水道部と協議をして修繕工事を行ったりしております。また、防災部で所管している防火水槽につきましても、同じように点検をしまして、優先度の高いところから修繕をしているところです。

○村松委員 わかりました。とにかく有事のときに即対応できると。これはやはり市民を

抱えている行政の最も重要な部分でございますので、関係部署とも連携をとっていただき、安心・安全に努めていただきたいと思います。

以上、私の質疑を終わらせていただきます。

○渋谷委員長職務代理 では、関連して、ほかに意見、質疑、ございますか。

○深田委員 主要施策の50ページ、4点お願いします。

50ページの10番目に西日本豪雨における被災者支援ということで6名の方が派遣3回に分かれて被災者を支援されたということなのですが、現在というか、千葉のほうにも給水車を派遣されたということもお聞きしておりますけど、これは防災じゃないんですけど、このときの支援の内容と、この支援をやっているときに焼津でこれは活かしたほうがいいということの何か報告がありましたらお願いします。

2つ目に、51ページの3の(3) 新型個別受信機の導入、ラジオ型、テレビ接続型119台とありますが、ラジオ型が何台でテレビ接続型は何台でしょうか。補正でプラス100台がされていたと思いますけれども、希望者が何人で、それに対して119台なのか、その後、障害者と聴覚障害者、障害を持つ方と難聴者の方とか、また、一般の方も欲しいよという声があった場合に購入ができるように改善されたのかどうか。

3つ目は、52ページの5の(3) の耐震シェルター設置補助事業、これが1件と少ないんですけども、その理由をお伺いします。

最後に、6番目の原子力防災対策の推進の(2)と(3)、この概要、内容を教えていただきたいと思います。

○関防災計画課長 深田議員にお答えいたします。

まず、平成30年7月豪雨の被災地支援に係る職員派遣の状況であります。平成30年7月15日から9月1日にかけて延べ6名の職員が派遣されております。行った業務につきましては、避難所の支援、罹災証明の調査、災害見舞金の受け付け、土砂、瓦れき撤去の申請受け付け、あと、保健師のほうで健康相談等で支援を行っております。

支援業務の中で得た教訓ですが、罹災証明等が非常に申請が多くてなかなか処理が大変ということで、そういったことの準備を平常時からしっかり進めておくことが重要だというのが教訓で得ております。

以上であります。

○川村地域防災課長 まず、個別受信機の関係でございますが、昨年度の119件の内訳ですが、テレビプッシュ型が4件、それから、ラジオ型が115件でありました。そのうち、補助対象ですが、補助対象につきましては、従来から75歳以上の方と要介護者を有している世帯ということでありますが、今年度は級を下げまして対象者を拡大しております。それから、一般の方につきましては補助はありませんが、紹介をさせていただいて購入していただくようお願いをしております。

それから、シェルターですが、シェルターにつきましては平成25年当時からほとんど補助がなかったんですが、昨年度1件ありました。この理由につきましては、周知の関係もあると思うんですが、最近の建物の耐震性も含めて大分需要もなくなってきているのかなと思っております。

それから、原子力の防災の出前講座につきましては、要請があれば担当職員が出向いておりますが、昨年度は実績としてはありませんでした。

それから、防災訓練の参加ですが、これは毎年、焼津市として、県が行われる原子力防災訓練につきましては、担当のほうは防災センターのほうへ出向いて訓練に参加するほか、焼津市の災害対策本部において、テレビ会議、テレビモニターを通じて本部とのやりとりといったような訓練を行っております。

以上です。

○深田委員 被災者支援のほうでは罹災証明が多くてとても処理が大変ということで、平常時からやっていただいたほうが良いということで了解しました。

新型個別受信機については、今、年齢を下げたということですが……。

障害の基準を下げたということですね。わかりました。

じゃ、75歳以上というのはかわらないの。例えば65歳以上とか、もう少し年齢を下げるとことは考えられなかったかどうか。

それから、シェルターのほうは1件ということで、周知の関係とか、新築がふえているということもあるかもしれないということですが、どのような周知をされてきたのか。

最後の静岡県原子力防災訓練等の参加についてのそれこそ参考になることとか、改善しなければならないこととか、先ほどのような教訓というのがその場でわかったかどうか、お聞きします。

最後に、原子力防災出前講座の実施と書いてあるものですから実施されたのかなと思うんですが、実施されなくても主要施策概要報告書には記載するということになっているんでしょうか。

○川村地域防災課長 まず、個別受信機の65歳という年齢につきましては、今のところ検討はしておりません。

それから、原子力防災訓練の参考になったというところは、実際に浜名湖のほうで昨年行われたんですが、浜名湖ガーデンパークのところで行われたんですが、あそこで御前崎市の方とかが実際にバスに乗って、避難経由地という設定でそこにバスで集まって、そこから実際に世帯調べとか、あとは実際に除染の体験ですとか、あとはゼンイレブン等が提携を結んでいまして、食料の配布とか、そういったものをしております。それから、車で来ている方の車から除染の数値をはかるようなゲートがあるんですが、そこを通過してこの車は被災されていないという証明が出るような、そういったようなシステムでやっていますから、そういったのを参考に見てきました。

シェルターにつきましては、市のホームページ、それから、防災委員長会議等、それから、訓練のときに実際にチラシとか、そういったものを回覧で回してもらったりとか、そういった周知はしております。

○深田委員 最後の出前講座。

○川村地域防災課長 申しわけありません。出前講座につきましては、今、市で防災対策専門員という方がいらっやいまして、実際に私たちスタッフが行ったわけじゃなくて、出前講座を専門員の方が新規採用職員と市民防災リーダーの育成講座、それから、インターン、大学生等に防災講和を実施して勉強会等を6回行っております。申しわけありません。

○渋谷委員長職務代理 そのほか、ございますか。

○藁科委員 さきに村松委員のほうから消防水利につきまして質疑させていただいたわけ

なのですが、その関係につきまして私のほうから質疑をさせていただきます。概要書の52ページ、消防水利施設の整備です。先ほどこの点につきましては質疑があったかと思うんですけど、もう一度中身を確認させてください。

消火栓の設置工事、新設、更新等という18基につきましてですが、昨年の水道の更新事業というか、布設事業からいきますと、この18基の数値が消火栓の設置基準からいきますと若干多いように思うわけなんですけど、更新というのは更新配水管に対して消火栓を設けたのか、それとも既設の配水管のみに消火栓を設けたのか、そのところを確認したいわけなんですけど、18基、新設管の更新が水道にはあるわけなんですよ。そこに対してまた新たに消火栓を更新し直したのか、既設管、古い管にそのまま消火栓のみを更新したのか。18基という数字が昨年の水道管の布設延長からいくとちょっと数字が理解できない部分がありますので、どういう状況で設置されたかということをお聞きしたいです。

それから、この概要書以外になりますが、市内における消防水利の現状につきましてお伺いしたいわけなんですけど、消火対策として消防水利の配置は設置基準範囲内を保持されているかどうか。市内において全域的に設置基準以内に消防水利が配置され、確認できているのかどうかということ、それと、先に戻ります。防火水槽ですが、消防水利内の防火水槽、この防火水槽につきましては、管理の状況はどなたがやられているのか、どういう状況で管理されているのか。

もう一点ですが、10月になりますと一般的には自然水利、先ほどもお話があったかもしれないんですけど、川の水とかをとる場合の水利を消防水利として利用する場合があります。自然水利の中には大井川用水を利用しての水利を利用されるというとき、10月から特に問題になりますのが冬期用水ということで、今までの9月いっぱいまでの用水量と10月に入りますと用水の流す量が当然変わってきます。その辺の変わってくるのと、10月に入りますと用水の工事等をやるわけですよ。そうしますと断水されるわけなんですけど、そういうときの自然水利、消防水利の補完体制、または管理、そういう連絡体制が消防署、常備、非常備の中で水利の状況がどのように確認できるか、保たれているか、その点についてお伺いいたします。

以上でございます。

○川村地域防災課長 消火栓につきましてですが、新設、公設の設置工事が18基ということで、全く新しく新設されたのが4基、これが主に区画整理事業区域内です。それから、14基が既存の配水管の布設工事に伴う消火栓の敷設となります。

ちょっと調べてきます。済みません、ちょっとお待ちください。

消防水利の件でありますけど、まず、消防水利が基準としているかと、市内で達成されているかというのはおおむね達成されております。

それから、管理をどの部がしているかということですが、常備消防のほうは管理をしております。3カ月に一巡するように点検等しております。自然水利のほうの常備消防のほうは3カ月に1度、点検をして回っているということですが、冬期の確保という部分も常備のほうで確保しているというふうに思っています。

以上です。

○渋谷委員長職務代理 あともう一個はいいの。

○川村地域防災課長 済みません、消火栓と防火水槽、適正に整備がされております。そこに賄えない部分につきましては、防火水槽ですとか、自然の河川とかという部分で水利を確保しているということになります。

それから、用水の関係ですが、こちらのほうは大井川の工事等も含めて消防署と連携をとって行っているということです。

以上です。

○藁科委員 ありがとうございます。

防火水槽なんですけど、結局、消防署で消防水利として認めていないような防火水槽もあるわけなんですよね。その辺の管理も消防署として管理されておる、もしくは確認をされておるということで理解していいものかどうかとは思いますが。

それと、今、冬期用水の大井川用水の関係なんですけど、ここにつきましてはやはり大井川用水の事務所と用水路に関する工事等がどういようにこの期間に計画されるのか、水がどういように断水されるのか、それはやはり事前に確認をしていただいて、この期間は水がとまるよ。じゃ、この期間は日を区切って水を時々流してくださいよとか、そういう連絡体制が私は必要だと思います。結局、自然水利を使うということは、先ほど消火栓の話が出たんですけど、消火栓等が整備されていない場所、防火水槽等が整備されていない場所についての非常用の水利にもなりますものですから、補完体制と、もう一つはどういように水が断水されるか、工事が実施されて水がとまってしまうのか、そういうところが常備、非常備あわせて管理体制が非常時の場合に対策として必要になるかと思しますので、これから10月はまだ数日ありますので、その辺の調整を図っていただきまして、できる限りの防火体制がとれますようお願いしたいと思います。

私からは以上でございます。

○渋谷委員長職務代理 ほかに。

○増井委員 水利の件で1つ質疑をさせてもらいたいと思います。

新設、更新等、あるいは修繕等、防火水槽のほうもあわせてやっていただいておりますが、この辺の工事内容、あるいは変更内容等があった場合に地元の消防団へのフィードバックをされているかどうか、この辺をお伺いしたいと思います。

○川村地域防災課長 今回の件ですが、重要な消火栓とか防火水槽につきましては、消防団の本部会議のときに事務局のほうからおろしているというところです。

○増井委員 以前から特に消火栓については各分団の消防団の単位になりますと非常に資料が手薄になっていまして、現実には数年に1回、3年か4年に1回、地元の消防団員がポンプ車、あるいは徒歩で地図を片手に回りながら地図上に消火栓の位置のチェック等を行っています。もう一つは、消火栓をあけて、そこに砂、土がたまっていますと実際にホースの脱着が有事の際にできないといった事態も想定できますので、その辺の土や砂の撤去、その辺も消防団が気がついた部分については随時やっております。ぜひとも、こういった修理をしました、あるいはここに新しいものができました、そういったものを関係する地元の消防団のほうにきっちりフィードバックできるような、そういったものをまたつくっていただければ非常にありがたいというふうに思っております。

私のほうは以上です。

○渋谷委員長職務代理 どなたか、ございますか。

○須崎委員 私のほうからは9款1項4目、254ページの自主防災組織整備、そして、防災備蓄資材整備事業費について御質疑させていただきます。

1つは、防災備蓄倉庫の資機材の整備事業費については、これは自主防災会のほうの費用も含まれているのか、お聞きいたします。

○川村地域防災課長 こちらは市の防災資機材でありまして、その上の自主防災組織育成費というところにあります防災組織育成費、こちらのほうが自主防災会のほうの予算になっております。

○須崎委員 わかりました。そうしますと、自主防災会の組織の育成事業費の中で資機材等も購入されていると思います。そうしますと、当然、防災の育成事業費の中で実績の報告書等も出ていると思います。防災訓練もその中の一環として非常に焼津市においては参加率も多く、防災の訓練が充実されているというふうに私自身認識しております。その中で、資機材を購入しているけれども、実際、災害時、本当にそれが活用できるのか。ふだんから育成事業費の中で訓練を、動作確認をして資機材が扱えるような状態になっているかどうかということの確認しているのでしょうか、お聞きいたします。

○川村地域防災課長 焼津市のほうでは自主防災会のほうにもそういったお話をさせてもらっているということと、あと、自主防救助隊訓練というのを年に2回行っております。各自主防災会のほうから代表者の方を出していただいて、そのときに資機材の動作訓練ですとか、救出訓練等を含めて資機材の運用の確認といいますか、それをフィードバックして地元のほうでやっていただくというような形で行っております。

以上です。

○須崎委員 わかりました。そういう防災の人たちが年2回、市のほうへ集まって訓練をしてフィードバックさせるということをやっているということ、各地域について自主防災会にも温度差があると思うんですが、そのフィードバックされたものは、実際、各自主防災会がどの程度実施されているのか、わかる範囲でお答えしていただければありがたいと思います。

○川村地域防災課長 年3回行われます自主防災訓練の各訓練の中で実績報告書を出していただいておりますので、その中で資機材の動作訓練とかというのは報告が出てきておりますが、今ここで全てのところがやっているかというのはちょっとあれですが、ほとんど年を通して各自主防災会のほうでポンプですとか、チェーンソーですとか、そういった訓練は行っていると思います。

以上です。

○須崎委員 わかりました。恐らく海辺の人たちはそういう資機材の訓練より逃げるのがまず第一になっているのかなと思います。そして、津波避難には余り訓練を重視しなくて、内陸部の人たちはやはりそういうところが非常に実際の有事の際には消火栓であるとか、あるいはチェーンソー、そういうものが実際使えるようにしていただければありがたいかなというように思っております。

私からの質疑は以上です。

○渋谷委員長職務代理 その他。関連から外れている部分もあるけど、時間の中で。

○秋山委員 それでは、関連するところもあるんですけども、3点伺います。

概要書でいきますと50ページです。津波対策の推進ということで津波避難施設等の整

備、ここで老朽化による標識の更新、3基更新し、7基撤去とあるんですけども、この撤去を7基した理由等を教えてください。

それから、決算書でいきますと、254ページの防災学習室維持管理費、これは543万4,861円とあります。かなり充実した機器、設備、ありますので、その保守点検ということだというふうには説明いただいたかと思うんですけども、この防災学習室の利用状況といいますか、稼働率といったらいいんでしょうか、それを教えてください。

もう一点、概要書でいきますと51ページ、3番目、情報伝達機能の充実とあります。この中で緊急情報等伝達システム、そのほかさまざま書かれているんですけども、以前、防災メール等の多言語化について一般質問させていただいたことがあったんですけども、そのときに御答弁としては、たしか防災メールの多言語化もそれほど経費がかかるものではないのでこれから検討していきたいというようなことをいただいたかと思えます。その後、いかがか。ことし、この決算の中でその機能を充実させるというところに防災メールの多言語化というのがある程度進んだのか、教えていただきたいと思えます。近隣を見ますと、来年のオリンピック・パラリンピックのこともありまして急速に防災メールの多言語化が進んでいるようですので、その辺、昨年度どのように進められたか、教えてください。

○関防災計画課長 秋山委員にお答えいたします。

まず、津波の誘導標識の撤去の件ですが、これは4次想定が出る前に設置されたもので、4次想定においては浸水区域外のところにあったということで撤去のみを行っております。

以上でございます。

○川村地域防災課長 防災学習室の件でございますが、昨年度ですが、2万4,825名で1日当たり約69名の方がお見えになっております。

それから、防災メールの多言語化につきましては、引き続き検討中になっております。近くでは菊川市のほうで導入をされているということですので、またそういった先進のところに出向いて視察等をしていきたいと思っております。

以上です。

○渋谷委員長職務代理 その他はございますか。

○松島委員 今、委員長から多少時間があるよというようなことだったので、多少というか、関連から外れるかもしれませんが、ちょっとお聞きしたいことがありましたので質疑させていただきます。

主要施策の概要報告書52ページ、5の(2)感震ブレーカー設置推進事業、421件と本年度の実施の正式の数字も出ております。昨年度、済みません、平成30年度出ておりますが、この数字から見るとまだまだ焼津市の普及は全世帯には至っていないというところが当然あるわけですが、8月末から9月1日にかけて、焼津市もそうなんです、全国で防災訓練が実施されました。私のところに情報として入ってきたんですが、もともと静岡に住んでいた方が御実家に、ちょうどそちらのほうで静岡の防災訓練に参加したと。そのときに静岡市なのか、その地区なのか、あるいは本当に小さい町内会なのかかわからないんですが、その町内会の参加者はブレーカーを落としてから集合ということ徹底していたという状況がありましたので、その中で非常にいいことじゃないかなと



いうふうに思いまして、焼津市としてはブレーカーを落として避難しましょうであるとか、あるいは防災訓練用のマニュアルの中で防災訓練に参加するときにはブレーカーを落としてから来てくださいというような案内は出ているのか。ブレーカーを落としてということが訓練でできていなければ、やはり本番でもできないんじゃないかなというふうに思いますので、そういったことを徹底することが何かマニュアル的なものがあるか、お尋ねいたします。

- 渋谷委員長職務代理 ちゃんと聞き取れましたか。大丈夫。
- 川村地域防災課長 ブレーカーを落とすというような、自助共助の手引という中には火を出さない対策ということでブレーカーを落としてというようなマニュアルみたいなものはあるんですが、訓練のときにその辺を徹底してやってくださいというのは今のところやっていませんので、今後の防災訓練のときに考慮してその辺は入れていきたいなと思います。
- 松島委員 そうですね。通知を出していただきたいと思うんですが、今回もそうなんですが、今回の防災訓練は何の防災訓練だよとか、どうするんだということが自治会、あるいは自主防のほうから下まで全くおいてなくて、例えばなんですが、私のところの地元のことを言うのも恥ずかしいんですが、非常用持ち出し袋を持っていきなさいよということだったんですが、全く通知が出ていない地区がありまして、地区によってはゼロ件と。防災袋を持ってこなかった町内会があったり、あるいは毎回同じでマンネリ化しているねというんですけれども、本来は防災訓練はそのときそのときによって目的も違うものですから、何のための防災訓練だよということも含めてなかなか通知が流れないというところがあります。ですから、今の手引があってもそういったものが末端まで流れていくかというところが非常に問題があるかなというふうに思っています。防災に限らず、地域住民の協働による自助共助というところに持っていくためには、いろんな部分での通知というのが末端まで流れる必要があるなということを強く感じています。そういうことなので、今お聞きしましたけれども、そういったものがあるよと、これからはそうやってやっていきたいよということなので、それをどう効率よく末端まで流れるかということを防災部として取り組んでいただきたいなというふうに思いましたので質問させていただきました。よろしくをお願いします。
- 渋谷委員長職務代理 ちょっとその前に、まず、今、焼津港報さんから10時の訓練の撮影をしたいということで依頼がありましたので、訓練内容の撮影をしますので、御了承いただきたいと思います。

それから、そろそろ時間があれなので、大分、関連の関連の関連で知らぬ間に関連じゃなくなっているという部分もあるものですから、その辺も配慮をお願いしながら質疑、質問をしていただきたいというふうに思います。先に杉田委員が手を挙げていたので、杉田委員から行きます。
- 杉田委員 関連で質問します。深田委員が質疑した内容の中に52ページ、主要概要報告の52ページのところの原子力防災出前講座、この実施ということでリーダーの育成講座を6回開いたという答弁がありました。このリーダーというのはあくまでも職員のことなのか、あるいは市民を対象にしているのか。そして、その講師というのは常勤ではないと思うんですけれど、この人の謝礼になるのか、あるいは給料というふうになるのか、

これはこの決算の中ではどこに当たるのかを教えてください。

そして、この原子力防災、原子力、要はここでいったら浜岡原発の災害ということだと思わなければならないと思うんですけど、この防災講座の趣旨というものの、今、消防署が防災部の方を対象にしているんじゃないような答弁だったんですけど、先ほど言いましたけど、どこを対象にしているのか。職員だったらどこを対象にして、そして、その人たちが講座を受けてどんなふうにもその内容を活かしているのか、それを聞きたいというのと、あと、もう一つ、防災訓練、浜名湖のどこかの公園で参加をしてきたと言いますけど、その参加費というのは消防費の中のどこに当たるのか、それは幾らぐらいなのかを教えてください。

そして、どんなものを学んできたかといったときに、私も6月の一般質問でもやらせてもらいましたけれど、車が行って、そここのところに放射線がどのくらいあるのかという線量の調査、そういうのをやると。そういうのをやっても、それをやるのは当面どこどこと、あるいは藤枝の入り口等、そういう数点しかないよと。そういうところで避難することができないのか、できるのかということをお聞かせしてもらいました。その1台をはかるのに、測定をするのに大体数分かかかるよと。もし問題があるとなると、中の乗っていた人全員をまたはからなきゃならない、そういうことでいろいろ問題があるなというふうに前回の答弁の中では聞きましたけど、今回、同じようなことを体験されて、それがどんなふうにも生きるのかというその効果についてどんなふうにも評価したのか、教えてください。

○川村地域防災課長 まず、防災講座につきましてですが、6回というのは防災リーダー講習で1回ありまして、それから、新規採用職員、それから、インターン、大学生に3回、計6回ということですよ。

それから、この方は原子力防災対策専門員でありまして、嘱託職員であります。ですので、給料でお支払いをしております。対象につきましては、防災リーダーにつきましては市民が対象になります。職員については新規採用職員が対象となっております。インターンというのは大学生となります。

それから、防災訓練につきましては、お金のほうはかかっておりません。金額についてはですね。

それから、給与につきましては、254ページの危機対策事務費の中から支出をしております。

○杉田委員 256……。

○川村地域防災課長 254ページの上から5番目ですね。

それから、原子力防災訓練の経費ですけど、参加費というのとはかかっていませんが、ガソリン代等とはかかっております。それも危機対策事務費のほうから賄っております。

○織原防災部長 杉田委員の質疑の中で最後にありました県の原子力防災訓練等を見てどうということかということだと思わなければならないと思うんですけど、その中で除染をしたり、どれほど被曝しているとか、そういったことをやっているわけですが、今回の訓練のそもそもの目的がその場所でどういったことをどのくらいスムーズにできるかということ、実際の人数がふえた場合とか、それがスムーズにできるのかということをお聞かせください。今回は訓練の中で試しをしたというか、そういうことになりますので、今後それによってそういった場所の広さと

か、機器の数、そういったものを県のほうで去年の訓練をもとに検討していると思いますので、またことしも訓練が予定されておまして、その前にそういった去年の訓練の状況から今年度の訓練にどう活かしていくか、その辺が説明されると思いますので、今の段階では流れとしてどうやってやっていくかというのが今回の目的だと思いますので、それによってまたそういった場所をふやすとかということについては県のほうで検討されていると思いますので、我々も一緒にその中で連携してやっていきたいと思っております。

○杉田委員 講座の中身、内容、また後でもいいですよ。

○川村地域防災課長 済みません、後ほど改めまして説明させていただきます。

○杉田委員 1点だけ、今、部長のほうからの答弁の中で、いろんな体験をして、バスがどのくらいスムーズに行くのか、そういう答弁だったんだけど、私は多分バスに乗ってきた人の人数だとか、あるいは実際の測定の問題だとか、そういうのが来て、実際にこれは現実的じゃないなということを読んだということによろしいですか。

○渋谷委員長職務代理 大分外れているけど、答えてやってください。

○織原防災部長 今回の主催が県によるものでございまして、現実とは、訓練の参加者数とか、そういったものが違うということは当然把握していると思いますが、それらに対して、それがふえた場合にどうなるかということを中心に活かすための訓練であるというふうに考えております。

○渋谷委員長職務代理 よろしいですか。

○川村地域防災課長 先ほどのリーダー講習会の中身につきましてですが、まず、放射性物質とは何か、それから、放射線とは、それから、電磁波の関係、それと、放射線の種類と……。

○杉田委員 また後で教えてください。

○川村地域防災課長 わかりました。

○渋谷委員長職務代理 一応、岡田委員、関連でということですが、あと1分なのでどうするかなと今悩んでいますけど、明らかに切れることは見えているので。

○岡田委員 それでは、先ほど、深田委員のほうから質疑があった件で若干答弁が漏れているんじゃないかなと思うんですけど……。

情報伝達機能の充実というところで51ページの中の新型個別受信機の導入、この119台について対象者について75歳以上という話がありました。その際、深田委員から対象者は何世帯というか、対象者はどのぐらいという数を聞いていたような気がするんですけども、それに関連しまして、要はこの新型の受信機というのは、当然、今まで聞こえなかったからというような方でやっているかと思うんですけども、どれだけの方の需要があって今回119台出たのか。当然のことながら、需要を確認しながら予算立てをしていたと思うんですが、その辺を教えていただけたらありがたいなと。当然、来年度予算を組んでいくわけですけど、その際に、やいづ防災メール、これがあれば正直これは必要ないんじゃないかというような気がしていたもんですから、ほとんど今、焼津市の人たち、持っていない人はないんじゃないかなと、携帯電話。そういったものも踏まえてどのぐらいの予測をしているのか、教えていただきたいのと、それから、次のページの感震ブレーカー、421件、これも昨年度予算を僕はわからないものですからあれな

んですけど、昨年度どのぐらいを予算として計上してここにプラスしたのか、この中でおさまったのか。今後、やはり必要であれば全市、全家庭に補助するぐらいのことでないといわゆる通電火災というのは防げないんじゃないかと、そういうような感じもしますので、そんな予定があるのかどうか、その辺も1点お願いいたします。

- 川村地域防災課長 個別受信機につきましてですが、補助対象となる世帯が約4,900世帯、それから、その中でおおむね10%の1,000台を一応整備目標といたしまして続けていきたいと思っております。

それから、感震ブレーカーのほうですが、昨年度は421件ありまして、執行額として805万5,000円であります。

- 渋谷委員長職務代理 ふえたか、ふえないか。

- 川村地域防災課長 当初400万円の予算で、9月補正で新たに400万円をふやして800万円の予算で行っております。

以上です。

- 渋谷委員長職務代理 その他、よろしいですかね。

では、ほかにないようですので、以上で認第9号中、防災部所管部分の審査を終わります。

次に、議第75号「令和元年度焼津市一般会計補正予算（第4号）案」中、防災部所管部分を議題といたします。

質疑、意見のある委員は御発言をお願いいたします。

では、特にないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で議第75号中、防災部所管部分の審査を終わります。

これをもちまして、予算決算特別委員会、防災部所管部分の議案審査は終了いたしました。当局の皆さん、御苦労さまでした。

15分まで暫時休憩いたします。

休憩（10：06～10：15）

- 渋谷委員長職務代理 休憩前に引き続き、会議を開きます。

認第9号「平成30年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について」中、市民部所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。

これより順次発言願います。

最初に、安竹委員。

- 安竹委員 よろしくをお願いいたします。

私からは、2款1項11目交通安全指導員経費、私も市の行事や地域のイベントなどで交通整理、交通指導をしている様子を数多く見かける機会がありますので、今回質疑させていただきます。

初めに、交通安全指導員の人数は44人との御説明がございましたが、そのうち女性は何人おられるでしょうか。

2つ目に、交通安全指導員の身分、また、報酬などはどのようなになっているのか、お

尋ねします。

そして、交通安全指導員の主な活動、主要概要説明書にも記載はございますが、その中でも特に主な活動ということに対しても一度お尋ねいたします。

最後に、交通安全指導員経費427万3,402円の主な内訳をお尋ねいたします。よろしくお願ひいたします。

○河守くらし安全課長 安竹委員の御質疑にお答えをさせていただきます。

初めに、交通安全指導員のうち女性の指導員は何人いるかという御質疑ですけれども、平成30年度の焼津市交通安全指導員は先ほども議員がおっしゃったとおり44人、そのうち女性は3人いらっしゃいます。

次に、交通安全指導員の身分と報酬についてですけれども、交通安全指導員の身分は非常勤公務員特別職に位置づけられております。また、報酬は1人当たり月額5,000円を支給しております。

次に、交通安全指導員の主な活動についてでございますけれども、交通安全指導員の主な活動といたしましては、市内主要交差点での街頭指導、毎月最終金曜日にやっているんですけれども、そうしたものを初め、春、夏、秋、年末の交通安全運動や啓発キャンペーンなどへの参加、交通死亡事故現場診断や関係会議への出席、また、みなとマラソンや海上花火大会、成人式などの市の行事、そういうもののほか、地域のイベントとか、お祭りなどの交通指導が主な活動となっております。

次に、平成30年度の交通安全指導員経費427万3,402円の主な内訳といたしましては、交通指導員への報酬が262万5,000円、制服やヘルメットなどの被服や装備品の購入費が55万3,000円、活動中の事故等に対応するための傷害保険料35万5,000円が主なものとなっております。

以上、御説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○安竹委員 ありがとうございます。女性が3人おられるということで、大変ありがたく思っております。数多くの活動にも本当に感謝して、交通指導員の皆様、暑い寒いに関係なく交通安全のために地道な活動を継続して行っていていただくことは非常にありがたく思っておりますので、これからも十分な支援を行っていただくようお願いを申し上げます、私の質疑を終わります。

じゃ、次に、岡田委員。

○岡田委員 それでは、私のほうからは、2款3項1目の証明書コンビニ交付サービス事業費についてお聞きしたいと思います。唐突に何だろうというふうな感じがするかもわかりませんが、これを見ますと金額的に1,112万7,460円、かなり大きな数字になるわけですが、証明書発行に関する手数料としてこの数字の内訳、何に幾らというような形で教えていただけますか。

○小嶋市民課長 岡田委員の質疑にお答えいたします。

証明書コンビニ交付サービスにつきましては、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書、所得証明書などの各種証明書についてマイナンバーカードの多目的利用の1つとして平成29年1月6日からサービスを開始したところであります。事業費の内訳といたしましては、SBS情報システムにシステム使用料として813万8,880円、地方公共団体情報システム機構に運営負担金として270万円、コンビニ交付実施店舗手数料として

28万5,430円となっております。サービス開始以降、平成29年度の取り扱い件数は1,620件、平成30年度は2,482件、参考に今年度4月から8月では1,355件となっております、少しづつであります、利用件数のほうは増加しております。

以上で説明とさせていただきます。ありがとうございます。

○岡田委員 それでは、先ほど、内容につきましてシステム使用料がほとんどの金額になりますね。これが数字として主な数字で、また、これがあることによってこれが運用されているわけですが、今、課長がお話ししてくれたように、それ以降、かなり証明書の発行の件数が上がっているということで、実際にこれが影響して上がってきたかどうかということにははっきりわかりませんが、どうなんでしょうか。これでコンビニの利用が進むということで、当然のことながら便利なんだよということで、そのためのマイナンバー、これの登録に影響は出てきていますか。どうでしょう。

○小嶋市民課長 済みません、そこについては、正直、コンビニ交付とマイナンバーの相関関係みたいなものは、済みません、こちらのほうとしてはちょっと資料はありませんが、確かに交付枚数がふえている中でコンビニ交付のほうの件数も順調に伸びてきているということを考えると、しかもコンビニ交付の中でも市外とか県外での理由というのもぼちぼち見られますので、マイナンバーの活用が広がってきて、少しではあるけれども、これを使うために、コンビニ交付に使うためにマイナンバーカードを取得している人もいるのかなというところは考えられます。

以上になります。

○岡田委員 どうも本当にありがとうございます。正直、これの影響というのは非常に大きいと思いますし、これによって窓口の受付の状況が緩和されていく面もあるのかと思われまして、マイナンバーカードの増加、これも1つには影響してくるということが確実にされると思います。むしろコンビニでこういうものがとれますよというのを推進していただいて、他の経費もできるだけ下げられるように利用していただけるとありがたいなと思います。

以上です。

○渋谷委員長職務代理 では、関連してほかに質疑はありませんか。質疑、意見、ございますか。

○深田委員 主要施策概要報告書の54ページ、2の市民参加と協働の推進ということで、地域の活性化や地域の問題解決、課題解決を目指してとして、自主的かつ自立的に活動する市民活動団体に補助を交付したということで12団体ございます。12団体の交付確定額が184万5,000円ですけれども、単純に12団体で割ると1団体が15万3,750円でした。そうしますと、1団体、本当にこの金額でよろしいのか。それと、もし12団体がどのような団体でどのような課題解決を目指して地域の活動をされているのか、わかりましたら教えてください。

あと2つ、56ページの男女共同参画の推進ということで策定会議が何回か開催されております。それと同時に、4の(2)(3)(4)でセミナーの開催、アドバイザーの派遣事業、フォーラムの開催とございます。どのような内容か、そして、参加者はフォーラムの場合は253と書いてありますけれども、(2)と(3)は書いてありませんので、人数とか、わかりましたら教えてください。

平成30年度も男女共同参画情報誌も発行され、このようにセミナーやフォーラムを開催されておりましたけれども、どのくらいの男女共同参画が進んだのか、この平成30年度でどのように評価をしておりますか。

最後に、57ページに（6）として女性相談室の設置とあります。私、ちょっと存じ上げなくて申しわけなかったんですが、これはどこでどういうふうに相談をされているのか。相談をしてもらえる人は専門家なのか、市の職員なのか、どういうことで。年間が54件で42日間ということは、月に1回か2回、どこかの場所でやっているのかなというふうにも思いますけれども、内容を聞きたいと思います。

以上です。

○堀内市民協働課長 深田委員の御質疑にお答えします。

まず、焼津市市民公益活動事業費補助金ですが、金額が12団体で割るとかなり少ないところもあるのではないかという内容だったと思うんですけども、平成30年度はここにありますように12団体に交付しております。それで、平成30年度は新規にこの補助金の制度に応募していただいた団体が5つありました。それで、その5つのうち3団体が満額の申請をしていなかったことが1つあります。それぞれ補助区分とかがありまして、上限が平均しますと25万円なんですけれども、例えば新しい団体の中でいいますと、障害者の支援をしている団体は本来は25万円の上限があるところで8万5,000円の交付申請を行っていました。あと新元気世代の健康維持をするための軽い簡単な運動をしているふまねっどを使った運動をしているグループも30万の上限があったんですけども、その半額以下の13万円の交付申請にとどまっていた。あと、この補助金の中で地域コミュニティ事業という分類があるんですけども、その中で港地区の地域づくり推進委員会などは20万円の上限のところをやはり当初から計画にかかる費用として8万2,000円を計上してきました。その関係で、満額申請しているところもあるんですが、そういったぐあいで主に新しい団体に特化して満額申請していなかったという状況がございます。

今の12団体のそれぞれの課題とどういうふうな解決方法をして活動されているかというのとは後ほど資料をまたお渡ししたいと思います。

続いて、男女共同参画セミナーとフォーラムの御質疑だったかと思います。昨年度はセミナーは2回行っております。男女共同参画セミナーは、本来というか、当初の設定ですと、男女共同参画を推進する市民団体と行政が両方力を合わせて事業を行うということなんですけれども、まず1回目は管理栄養士の方と一緒に父親が家事に参加するというのを目的にお弁当をパパと一緒に作るという講座を行っております。親子料理教室ということで参加者は12名でした。男性の参加者が12名でした。あと、2回目ですけども、10月30日に高齢者を対象としまして孫育ということで、今、親世代が共稼ぎで家を離れて昼間はいないことが多いために、その祖父母が子どもたちの面倒を見ることで大活躍されているということで、そのときのスキルとどういうふうに接したらいいかというセミナーを開催しています。それは男女共同参画を推進する団体とともにこちらのほうも講座を開催しました。参加者は男性が13名でした。

あと、フォーラムなんですけれども、市民部の中の暮らし安全課とともに年に1回、人権週間のときに12月に行っているんですけども、昨年度は鈴木光司さんという元祖のイク

メンパパであり作家である鈴木光司さんの講演会を行いまして、鈴木さんが作家としてまだ売れないときに高校の教師をしていた奥さんを支えるという、男性も家事、育児に従事していたという話をおもしろおかしく語っていただいたんですが、200人ほどの来場者がありまして、その後、アンケートとかをとっているんですけど、その内容、なかなかおもしろかったという御回答をいただいております。

セミナーとフォーラムを毎年行っているんですけども、なかなか自分たちがこの方たちに、男女共同参画を推進してほしいというターゲットの方をなかなか集めにくい講座になっておりまして、例えばお弁当の講座なんかも本来はふだん台所に立つこともないような若い男性、仕事を一生懸命やっている男性とかにこういった講座に参加してほしいなと思っても、なかなか待っているだけでは自然にはそういう講座には参加してくれないものですから、公民館とかで料理教室をやっている団体ですとか、何かしら少し興味のある方のところに向けてチラシを配ったりですとか、あと、PTAの役員の方を伝ってこういう講座があるんだけどということで少しでも参加いただければということで、お弁当の講座のほうはそういう方たちに参加していただいております。

孫育のほうは一緒にやっている団体の方のほうで各公民館で脳トレとか、そういった講師をされている方ということもありまして、その方の講座の中でも宣伝をしていただきまして何人か来ていただいて、実際に孫を預けられて日々苦勞されている方たちが講座に参加していただいております。セミナーですと15名前後の少数なので、男女共同参画についてセミナーが終わった後は認識が高まるかもしれないんですけども、フォーラムのほうは200人以上の大勢の観客の中で講師の講演会を聞くということなので、その反応がアンケートでしかこちらを受けとめられないというところではなかなか推進というのできているかどうかというのは難しいかと思われまます。

続いて、女性相談……。

○渋谷委員長職務代理 簡潔に答弁してください。

○堀内市民協働課長 済みません、長くなりまして。

女性相談のほうですけれども、女性相談ですが、女性相談を行っている場所、知られたくない方が多いんです。なので、広報では場所は伏せてお知らせしています。お電話で予約はうちの市民協働課にかかるんですが、かかってきた方だけにどこの場所でどこのお部屋でやることを告げております。受けている相談員は心理カウンセラーの方に、NPOの団体の方をお願いしています。NPO自体でも研修会に各出かけているんですが、県とか国から研修会があった場合に市のほうからもその研修会に相談員として参加するように毎年お願いをしております。1時間以内で1対1で面談形式になります。月に四、五人ぐらい、全くないときもあったり、多いときには四、五人ということで、その中にはリピーターの方もおります。

まとまった説明でなくて申しわけありませんが、以上、説明とさせていただきます。

○深田委員 それでは、先ほどの団体で満額25万円ということだったんですけども、協働推進のための交付金額、新しいところの3団体が満額申請しなかったと、その理由は何なんですか。25万円、必要ないよということで8万円とか13万円とか、中途半端な金額が出ていましたけれども、それを教えていただきたいと思えます。

セミナーのほうはやっぱこの人数ではちょっともったいないなという感じがするも



んですから、回数をふやしていくとか、そういう工夫ということもこれから考えていかなきゃいけないんじゃないかなと思いますけれども、どうでしょうか。

フォーラムのほうは200人ほどと課長の回答がありましたけれども、この主要施策のほうは250名というふうに書いてあります。250名全て男性ということで見てもよろしいでしょうか。女性が多いと余り効果がないんじゃないかと思うので、その割合をつかんでいるでしょうか。

最後の女性相談室の設置、やはり場所を教えていただけないということなんですけど、こども相談センターの関係のこども未来部との連携というのも今後必要ではないかなと思います。リピーターが、1回で解決できる問題ではないと私は認識しておりますので、こういう相談というのが日常的にできるような工夫というのも連携もあわせて必要ではないかなと思います。

最後にもう一つ、済みません、きのう、減免措置の件で課税課のほうと納税促進課のほうにお聞きしましたら、国保税の減免措置は市民部ということだったものですから、その件数、国保税の減免措置の件数がわかりましたら教えてください。今すぐわからなかったらまた後で教えてください。

以上です。

- 堀内市民協働課長 まず、団体の満額申請しなかった理由ということですが、初めてこの補助金に申請したということがまず様子がわからないのでということもあったと思いますけれども、やはり自分たち、事前に実施計画を出していただくんですけれども、その中でその計画を何月何日に何をやるかといったときにもとからそんなに大きな予算で要求をしてこなかったことがほぼ全部の答えだと思われま。

それから、セミナーですけど、アドバイスをいただいております。通常、通年2回ずつやっていますけれども、確かに参加者が少ない分、いろんな分野に回数をふやせばいいなということは私どもも思っておりますので、また努力したいと思います。

あと、フォーラムの250人の内訳なんですけれども、済みません、今手持ちがございません。男性はそれほど……。はっきりわからないものですから、また正しい数字を後日お持ちしたいと思います。

済みません、以上で終わります。

- 渋谷委員長職務代理 女性相談室の返答はいいのかな。
- 堀内市民協働課長 済みません、女性相談室のほうですけども、女性相談室にいろんな目的で来る方があって、特にDVなんかですけども、自分がDVだと気づかなくて見えていて、相談員と話しているうちにDVだと。程度はいろいろあるんですが、それがわかると、こども相談センターのほうと常につながっております、こういう方が今焼津市にいるからお互い情報共有をしましょうということで、そういうことで一部はやりとりをして、市民相談室とも連携をしております。市民相談室で受けられない、あるいはうちで受けられないのを相互に行っていたり、プラスして行っていたり、そういうふうな連携はしていますが、今まで以上に努力したいと思います。

以上です。

- 平田保険年金課長 深田委員の御質疑にお答えいたします。

国民健康保険税の減免の人数等については、減免につきましては、担税能

力のない方等につきまして、または所得が減少して生活が困窮された方につきまして、焼津市国民健康保険条例第16条に基づいて減免の措置をしているところでございます。平成30年度、こちらのほうの実績なんですけれども、所得減少者の方が18名、服役者の方が7名、公会堂の施設等ということでの減免が16件、あとは旧被扶養者減免といいまして、社会保険から国民健康保険に入ってきた方の扶養の方について減免を行っておりますけれども、もともと扶養者の方で旦那さんが75歳に行かれたのに伴いまして奥様はそのまま国保に加入すると、そういう方について減免をかけております。それが139件、合計で180件の実績があります。

以上です。

- 深田委員 大体わかりました。最後の減免の公会堂の施設16件というのはどういう意味でしょうか。16件の説明がちょっとうまく聞き取れなかった。
- 平田保険年金課長 こちらの減免につきましては、個人名で土地を所有されているけれども、実際には公の施設、国民健康保険は資産割がありますので、個人の名義に対してかけるんですけれども、実際その土地は公共の用に供している場合には減免をかけております。それが16件ということになります。
- 渋谷委員長職務代理 その他、関連から外れていますが。
- 秋山委員 関連して、概要報告の58ページに平成30年度相談件数の一覧がございまして、市民相談から労働相談まで合計3,736件とあります。これがそれぞれどのような傾向があり、解決されたものはどうであるとか、分析をするということがこういった相談のもとになる問題解決にもつながることだと思うんですけれども、これはどのように分析、評価されているのかというのを教えていただきたいと思います。
- 河守くらし安全課長 市民相談に関係する相談の主な傾向等についてですけれども、基本的には市民相談室において市民相談員が市民相談、ここに2,254件と書いてありますけれども、この相談を受けております。その市民相談の主な相談内容は行政に関すること、というのは、市民相談室にお電話をかけてくる一番最初の理由というのがどこに聞いていいのかわからないという方が多いもんですから、そこから例えばごみのこととか、農地が耕作放棄ですか、草が生えて虫とかなんとかというような行政に関する相談、それは結果として担当課のほうに市民相談室から電話を回すようなことになりますので、結果等についてはそちらのほうで処理をすることになると思います。

あと、市民相談の夫婦間のお話、市民相談室において、例えば夫婦間のお話、その場で解決できないもの、もっとこじれてくるとそれなりの弁護士相談とか、そちらのほう、専門相談として、そういうものも書いてありますけれども、そのようなものもございしますので、あと、次に多いのが……。済みません、行政が多くて、次、遺産が多い、相続の関係が多くなります。夫婦間と同じように、専門的な弁護士の相談であるとか、行政書士の相談等へつなげることが多くなる場合もあります。

次に、この専門相談ですけれども、弁護士相談、以下11の相談がそれぞれございますが、弁護士相談はやはり今言ったように離婚であるとか、養育費の関係、相続、そして、あと、訴訟手続等について弁護士に相談をするというふうになっています。

消費生活相談ですけれども、やはり契約、解約、クーリングオフとか、販売方法とか、今いろいろな手口といいますか、いろいろ変わってくるもんですから、あと、はがきに

よる架空請求等も依然として相談としては多くなっております。消費生活相談につきましては自主交渉を基本としておりますが、相談員があっせんと申しまして、何らかの事情で自主交渉できない場合は業者と直接やって解決に至るように努めております。

次の行政相談につきましては、年金の申請手続とか、そういうものが主で、件数的には余りないんですけれども、どちらかというと、市役所の関係課のほうにおつなぎするケースが多いと思います。

人権相談についても件数は少ないんですけれども、近所とのトラブルとか、家庭内の問題であるとか、そういう相談があります。

司法書士相談については主に相続登記の関係が多くなっております。

交通事故相談については、示談交渉の進め方や過失割合、補償金額の妥当性等の御相談に来られる方、建築よろず相談は家屋の解体や耐震補強工事等、あわせて住宅ローンなんかの相談もあるようです。

弁護士による多重債務相談ですけれども、借金やローンの返済、自己破産とか、そういうような関係の相談が多くなっていきます。

登記測量相談については、土地の境界や登記、地目変更など、労働相談については賃金、給料、この場合、弁護士相談に継続するような場合もございます。公証人相談については主に遺言書などの公正証書の作成になっております。

今御説明した弁護士相談とか司法書士相談等については、結果として、例えば市民相談で受けて、そちらの相談のほうに回りますと、その結果については最終的に報告があります。ただ、こうこうこういうふうにして納得して帰られたという報告までは私どもも見ているんですけれども、その後、最終的にどういうふうになったかということろまではちょっと把握いたしかねております。消費生活相談についても同じといたしますか、解決ということろまで、月に大体80件から100件ぐらいの報告書が毎月上がってまいりますので、結果等については把握ができております。

以上となります。よろしく申し上げます。

○秋山委員 それで、この概要報告にはそういった相談員の資質向上に努めるということが書かれています。これだけ問題がすごく複雑になっていますけれども、やっぱり市民部さんのお仕事というのが非常に市民協働とか、市民協創とか、多文化共生、あと、共同参画等、すごく全庁的にも取り組まなければならないといたしますか、取り組むべきそういうテーマのお仕事をされていると思うものですから、こういった研修等の充実というのはすごく大事になってくる、研修と連携は大事になってくる場所ですが、例えば消費生活相談員の資質向上とか、あと、先ほど女性相談のところでも研修等も進めているということでしたけれども、こういった研修への負担等は市のほうできっちり負担して研修を受けやすい状況というのが整ってこのような形になっているのか、教えてください。

○河守くらし安全課長 私から、消費生活相談員の研修について御説明をさせていただきます。

消費生活相談員の研修、主に国民生活センターの研修所が神奈川県にありまして、1泊2日とか2泊3日とかで研修がどうしてもあります。御家庭もそれぞれある主婦の相談員さんなんですけれども、その中で極力研修に行っていただくように努めていると

ころです。特に2022年4月から成人年齢が18歳に引き下げられるということで、いわゆる若年層への消費者教育というものが求められておりますので、昨年度は通常の消費のトラブルに加えて、消費者教育に関する研修等にも参加をしております。

以上です。

- 堀内市民協働課長 女性相談室の相談員ですけれども、委託料で女性相談を行っていたらいいんですが、その中に事務費ということで研修に行ってください費用が相談費とは別に入っております。

以上です。

- 石原委員 石原です。よろしく申し上げます。

主要報告書、概要報告書の54ページです。1番の(2)まちづくり市民集会大ワールドカフェ、この件についてお聞きします。

毎年、僕、参加しよう、参加しようと思ってちょっと予定が合わず参加できていないんですが、今回、人生100年時代に向けたオールやいづのまちづくり、ことしというか、これは多分3回目か4回目ぐらいだと思うんですが、これの内容というのは毎回テーマは変わっていますかね。その成果と課題を教えてください。

2点目なんですが、55ページの3番、多文化共生社会の推進というところで(1)のア、国際交流、国際友好事業を実施する団体に助成を交付したと書いてあります。これについてどの団体に、その団体名とその内訳を教えてください。

あと、もう一点です。最後の57ページです。(7)父弁・じいじ弁のフォトコンテストというところで、ネーミングもユニークですし、この辺に関して目的と、あとはどこかの市の何件ぐらいのエントリーがあったかということですか、その辺の成果報告を教えてください。よろしく申し上げます。

- 堀内市民協働課長 まず1点目ですけれども、自治基本条例まちづくり市民集会なんですが、こちらのほうは第2回目からですか、議会と行政と市民と三者で集まって、まちの課題について、将来について語り合うという目的でやっているんですが、昨年度まで5回開催しております。それぞれテーマは実行委員会形式で運営について話し合いをしております、その中で市民の実行委員の皆さんで毎年やる市民集会のテーマを決めていただいております。

課題ですけれども、徐々に集会が知れ渡って参加者がふえているんですが、そこで出た意見がなかなか具体的な形となって何かの事業ですとか、行事ですとか、何かに具体的に反映されることがなくて、皆さんが自由に意見を言うという段階でとまっているので、今後それをどうしていくかというのが課題かと思います。

成果としては、本当に150人ぐらいの方が集まって1つのテーマについて話し合いをするので、もちろん議員さんも入ってしていただくので一体感が生まれて、あしたからまちづくりに取り組んでいくよという皆さんの気持ちが1つになるというのは毎年見ている成果かなと思っております。

国際友好協会、4団体にお金を出しております。1つ目が焼津市国際友好協会で交付決定額が95万円、2つ目が焼津・ホバート友好協会が47万円、次に、国際生活文化交流ワールドプラザが16万円、NPO法人タイ王国教育支援組織SHIDAが11万円となっております。以上が補助金の交付額になります。

最後に、父弁・じいじ弁なんですけれども、父弁・じいじ弁の目的は父親の家事参加が一番の目的でして、少しでも家事のほうに携わっていただいて男女共同参画を推進していくという目的で何か事業ができないかということで始めております。あと、男女共同参画週間が6月の下旬にあるんですが、それに合わせて募集を開始するというのでやっております。ことしの応募数は24件でした。なかなか集まらないものですから、ことしは商工会議所のほうにチラシの配布のお願いに行ったり、具体的に団体を絞って依頼をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○石原委員 ありがとうございます。大ワールドカフェに関してはもう5回もやられているんですね。一応、膝を突き合わせることで市民のいろんな老若男女、各団体、いろんな側面から、これはグループワーク形式でやられていますよね。そのコーディネーターとかというのはどういった方、実行委員が振り分けてまとめて入っていますか。あと、開催時間は1時間ぐらいですかね。ちょっと教えてください。

○堀内市民協働課長 お答えします。コーディネーターは昨年まではファシリテーターを専門に行っている方に全体のコーディネートをお願いしておりました。あと、進行とか、司会進行は実行委員のほうで役割分担をして進めています。時間は1時半から4時半ぐらいまで、ワールドカフェという形式でやるために2回席がえとかをしまして、より多くの方と意見を交わせるようにシステムをとっておりますので、全体のまとめまで入れますと3時間ぐらいかかっています。

以上です。

○渋谷委員長職務代理 ほかに意見、質疑はありますか。

○村松委員 ちょっと確認をさせてください。くらし安全課、概要報告書の59ページの一番上、3番、平成30年度焼津市明るいまちづくり市民大会の開催と、事業があります。これと教育委員会の社会教育課がやっている明るいまちづくり市民大会、これはどういう関係があるんですか。ここの事業費がちょっとなんですけれども、ここはどうなんですか。説明をお願いします。

○河守くらし安全課長 村松委員の御質疑にお答えさせていただきます。

明るいまちづくり市民大会は1つの事業です。その事業に対して社会教育課、くらし安全課、地域福祉課、総務課、4課が合同してやっております。主に社会教育課がしておりますので、概要報告書等には社会教育課も載ってくると思いますが、役割分担として、くらし安全課のこの経費については会場でお配りするパンフレットがございまして、その印刷をうちの課で担当しておるものから、当然、明るいまちづくり市民大会に、全てではないんですけども、その課で分担して部長以下担当が大会のほうに出席をしております。

以上です。

○村松委員 それは私も職員としていたのでわかっていますけれども、この表記の仕方を毎年同じような形じゃなくて、例えば3課なら3課、4課なら4課共同事業でここの印刷費というふうな形にはならないんですか。

○河守くらし安全課長 御指摘のあった件につきましては、当然、ほかの課にも関係するものから、できると思いますので、検討させていただきます。

○村松委員 よろしくお願ひします。

○渋谷委員長職務代理 ほかにございますか。

ないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で認第9号中、市民部所管部分の審査を終わります。

これをもちまして、予算決算審査特別委員会、市民部所管部分の議案の審査は終了いたしました。当局の皆さん、御苦勞さまでした。

今から休憩に入りますが、午後の審査は13時から開始したいと思います。

休憩（11：04～13：00）

○渋谷委員長職務代理 休憩前に引き続き、会議を開きます。

認第9号「平成30年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について」中、健康福祉部所管部分を議題といたします。

質疑に入ります。

これより順次御発言願ひします。

最初に、河合委員。

○河合委員 私からは、4款1項2目予防接種費についてお伺ひします。

不用額とされている3,800万円余ですけれども、そのほとんどは委託料ということになっています。委託料が3,300万円ほどとなっています。私も知らないものであれですけれども、委託料というのは何となく当初から対象とする先がはっきりしていて、過去の慣例からも何となく予定額の予想がつくんじやないかなということを考える中で不用額が大きいということでちょっと疑問に思いましたので、お伺ひしたいと思います。この不用額が多額なことに関してお伺ひしたいと思います。

以上です。

○橋ヶ谷健康づくり課長 健康づくり課長の橋ヶ谷です。よろしくお願ひします。

河合委員の御質疑ですけれども、予防接種の13節の委託料についてでございますけれども、まず委託料の内容についてですけれども、こちらのほうは予防接種法に基づく子どもを対象といたしました定期予防接種及び任意の予防接種及び60歳から64歳の特定の障害者を対象としましたインフルエンザワクチンの予防接種及び平成30年度中に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳、5歳刻みになりますけれども、そういった方及び60歳から64歳の特定の障害の方を対象としました肺炎球菌予防接種の実施に要する経費となっております。河合委員の御質疑のとおり、予防接種に伴う費用を委託料として見込んでおります。

不用額が生じた要因としましては、こちらのほうは当初予算で対象人数を見込んで予算措置をさせていただいている状況でございますけれども、結果として当初見込んでいた予防接種者と実際に受けていただいた予防接種者の数の差異が生じたというのが結果となりました。

この中でなぜ人数的な差異が生じたかというところですが、中身、いろいろありますけれども、例えば大きいところだと、日本脳炎の関係について予算額に比べて不用額が1,000万円弱ぐらい大きく残っております。こちらの要因については、日本脳

炎の接種については接種のいわゆる年齢対象が生後6カ月から90カ月、生まれて6カ月から7歳半の間にこちらの予防接種を2回実施するというような接種の内容になっております。そういった中で、対象の方のそれぞれの事情によって当該年度に接種すべき2回分をやってしまう方や、例えば1回打って、残りの1回、例えば翌年とか、2年後とか、ある程度接種できる期間がありますので、そういった中でそれぞれ個々の事情に応じて接種をしていただいているという実態があります。ほかにもこういったいわゆる年齢の対象者の幅がある予防接種が結構ありまして、そういった事情の中でやはりこちらの予算の見込みとしては、国のほうで、こちらの議会の資料にもありますけれども、接種率、こちらが例えば今のであれば6カ月から90カ月の間、接種率については国のほうで3歳を対象として接種率を出すんですけども、それに沿って予算は見込んでいますけれども、実態としてはなかなかそれぞれの皆さんの事情によって受ける年、そういったところが違うということがありまして、結果としましてはなかなか本年度につきましては見込みの人数よりは少なかったということで差異が生じてしまったと、そういったところが一番の要因でございます。

内容については以上でございます。

○河合委員 予想との差異といいますか、見込みと実態との差異で、本年度はということでしたけれども、例年はこれほどの不用額が出るわけではないというふうに今受け取りましたけれども、過去、例えば2年ぐらいたかのぼって、不用額のこの金額を教えてくださいなればと思います。

○橋ヶ谷健康づくり課長 今、平成30年度の決算のほうで説明をさせていただいたんですけども、その前の平成29年度につきましては、委託料自体、平成30年度については3,300万円ほど不用額が生じていました。平成29年度の決算につきましては不用額が2,700万円ということで決算になると思います。内容としましては、先ほど私のほうで年によって違うということで御説明をさせていただいたんですけども、平成29年度におきましてもそれほど差はありませんけれども、やはり何百万かの差異が生じているという結果でございます。

以上です。

○河合委員 不用額の多さと、私も素人ながらぱっと見たときに補正予算でプラスされている、そのときの読みはふえるという読みであったということなんですが、そこで例年どおり、例えば平成29年度予算のように、大体2,700万円ぐらいの不用額が出る。多目に予算づけしているということであれば、補正でふやす必要はないのかなというふうに思ってこの表を見てしまったんですけども、補正予算の場合にはどういう見込みでこれがふえているんでしょうか。

○橋ヶ谷健康づくり課長 補正の内容につきましては、皆さんは御存じかもしれませんがけれども、インフルエンザの部分について補正をさせていただきました。済みません、申しわけなかったです。インフルエンザじゃなくて、風疹の混在の関係で補正予算をさせていただいております。皆様、御存じのとおり、特定の年齢層の男性の方が抗体を持っていないということで、今、国のほうでも問題にしまして、3年間をかけて順次抗体検査をしていただいて、持っていない方につきましては接種をしていただくということで今進めておりまして、平成31年度から実際に事業が始まったんですけども、そのため

の準備としまして費用が発生しましたので、その分を補正させていただいております。補正の内容につきましてはそういったこととなります。

以上です。

○河合委員 了解しました。ただ、見込みと実際との差異が生じるにしてはその差異が大きいなという気はしましたので、できるだけ見込みと実態が、余裕を持つのはいいと思いますけれども、余り大きくならない程度が好ましいんじゃないかという意見で終わらせていただきます。

○青島委員 決算書のページ204、概要報告書のページ109、健康ゾーン構想策定事業費、この件について、継続していく事業ですのでお聞きします。

健康ゾーン、この前もほかの件でゾーニングの件については伺っていますが、ここでいう健康ゾーンを大井川庁舎周辺地域としています。この周辺とはどの範囲を示しているのですか。

2番目として、健康ゾーンとは特定地域にするものなのか。これは私の私見ですが、政策ですので答弁として市長の代弁としてお聞かせいただければお願いします。

3番目として、143万6,400円、この事業費は構想策定のどのような事業費か伺います。予算どおりに事業は執行されているのかも伺います。

○橋ヶ谷健康づくり課長 青島委員の御質疑にお答えをさせていただきます。

まず最初に、健康ゾーンの対象地域ですけれども、大井川庁舎周辺ということで想定をしております。具体的には周辺になりますのできっちりここからここまでということではありませんけれども、その周辺、公共施設もありますので、そういったところも含めて健康ゾーンということで位置づけをされております。その中で健康ゾーンの拠点となる施設につきましては、大井川庁舎とその南側にあります大井川健康相談センターのほうを拠点として想定をしております。

次に、健康ゾーンの位置づけですけれども、こちらにつきましては焼津市の将来ビジョンとしてまちづくりの方針を示す焼津ダイヤモンド構想に掲げます8つの拠点の1つでありますいきいき拠点（健康・福祉機能）の中心的役割を担うものでございます。

続きまして、健康ゾーンの考え方ですけれども、健康ゾーン構想は焼津市庁舎周辺において健康維持分野、運動、食生活と、あと、生きがづくり分野、社会参加、趣味の2つの分野を柱に健康維持と生きがづくりの事業を進めることと、その事業を行う拠点となりますけれども、それを大井川庁舎及び大井川健康相談センターのいわゆる利活用を考えていくというものでございます。

具体的に予算の執行につきましてどのようなことを行ったかということでございますけれども、平成30年度におきましては、まず、健康ゾーンの拠点施設であります大井川庁舎及び大井川保健相談センターの利活用として、いわゆる導入すべき機能の検討を行いまして、それに基づいて具体的にどういった配置が考えられるかと、いわゆる空間利用のほうを作成させていただいております。

空間利用の策定の案ですけれども、健康関連施設としてスポーツ施設、いわゆるスポーツジムとかフィットネス、また、食生活の関係で体にいい料理教室、あとは健診事業などが成果品として上げられております。また、生きがづくりという面では、いわゆるボランティア事業とか、地域活動団体による事業の利用のほうも検討すべきではない



かといったものが成果品として上げられております。

内容については以上でございます。

- 青島委員 大井川庁舎、健康保健センターを軸にというか、今お話しいただきましたけれども、その周辺だといえは周辺だということになると思うんですけども、ざっくり、例えば大井川地域といえは地区別に言うと東南西とあって、15の自治会があるわけですけども、そういった中で、そのざっくりの中でこの範囲ということが言えるのかどうか。

もう一つ、健康ゾーン、市民の健康を考えるものであれば、ゾーニングの中でここをそういう場所だよというようなことが言えるのかどうかという意味で、さっき2番目に言った健康ゾーンという言葉を使うときに焼津市全体がそういう形で行かなきゃならない、今まで私も一般質問等でも何回かこれに関連するようなことも質問させてもらっていますけれども、やっぱり市民の健康を願うという部分でゾーニングの中に入れて特定の地域をそうしていくというのがどうかということでは言ったわけですけども、これは政策ですので私がこうだということを言い切ることはできないと思います。ですから、市長の代弁として、これは政策だという部分で私が先ほど言ったようなことが焼津市全体に広がって市民が健康に生きてくれるというふうを考えて、どういうふうな形で、方法で考えているのかということをお聞きしたかったわけです。

それで、構想策定の予算の執行で聞いたときに幾つかの点を上げておりましたけれども、具体的にその中の事業でこういうことをやったんだよというか、そこら辺がちょっと説明の中で見えなかったんですけど、細かいことかもしれませんけれども、そこら辺が伺えればなと思います。

- 橋ヶ谷健康づくり課長 ただいまの実際の委託料の具体的な成果品の内容でございますけれども、具体的に言いますと、大井川庁舎とその南側にある大井川健康保健相談センター、大井川庁舎につきましては建物的に1階から3階までがあります。保健センターのほうも1階であります。そういったところ、具体的に例えば両方の施設を利活用すればこういった形が考えられる。一方、もっと言えば、1つの案としましては、例えば市役所の新庁舎が令和3年に供用開始されますので、そういったところ、いわゆる公共施設として、例えば現状、こちらの議会の事務局もそうですけれども、公共の組織が配置されていますけれども、そちらの再編の中で、例えば1つそういった組織として引き続き市民サービスセンターがこちらの1階に配置されるといったことを想定して、残りの1階とか2階、3階、あるいは配置の中でもうちょっと使える部分が少なければ、例えばこちらの3階とか、2階とか、その辺を使ったと、そういったケースを想定させていただいて、フィットネス、ヨガ、あとはジム、あとは相談センター、そういったところを配置というようなところを三、四ぐらい考えるということで提案のほうを平成30年度したということでございます。

以上でございます。

- 青島委員 先ほど私の質疑した内容に対する答弁としてなかなか聞き取れないんですけども。
- 渋谷委員長職務代理 青島委員、もう一度、簡略に質疑を、課長、済みません、答弁は簡潔にお願いします。

○青島委員 ゾーンの話で大井川庁舎、健康保健センターですか、そのところを主体にやると言っていますが、大井川地区には東南西あって15自治会がある。だから、そういう中でざっくり周辺といえば周辺だと言えばそれまでかもしれませんが、どういった範囲を言っているのかということをお聞きしたわけです。

それと、143万6,400円の事業費は構想策定のどのようなところに予算があって消化されたのかという部分をお聞きしたときに幾つかの事業とってここの庁舎のことも、新庁舎ができた後のことを先ほど言いましたけれども、そういった中でそのために、金額的には143万6,400円ですけど、どのような形のところへやったのかということをお聞きしたかったわけです。庁舎を使うというのはさっきの話の中で私も聞いたもので言い方を変えていますけどね。

○橋ヶ谷健康づくり課長 まず、1つ目の周辺とは具体的にどの辺かということでございますけれども、こちらのほうはダイヤモンド構想に基づいた健康ゾーンでありますので、ダイヤモンド構想、御存じかもしれませんが、そちらについては市役所の大井川庁舎を拠点としたところを大井川庁舎周辺ということで、済みません、具体的にこの範囲ということちょっと今のところ決まっていないうか、明らかでないという状況でございます。

続きまして、2つ目のところは健康ゾーンをやっていく中で今回の平成30年度についてはどの部分かということでよろしいかと思っておりますけれども、作業の流れとしましては平成29年度に健康ゾーンとして市民アンケートを行いまして、こういった利活用ができるのではないかとということでアンケート調査をさせていただいて、平成30年度につきましては、それを踏まえて具体的に拠点となります大井川庁舎、大井川の保健センターの利活用の案を作成したと。それに基づきまして、本年度につきましては、その案をもとに実際に事業を行う形になりますけれども、事業主体、まずは民間活用ということで、そちらのほうの可能性があるかということで、平成31年度、現在進めております。それを受けて、令和2年度につきましては、民間活用、その結果を踏まえて事業主体、あとは整備手法、そういったところを詰めていって健康ゾーンとしてやっていきたいといったその流れの中の2つ目の部分でございます。

○渋谷委員長職務代理 課長、今は平成30年度の決算のやつをやっているんで、その決算に対して今年度の方針、来年度の方針が必要ならばあれですけど、できるだけ簡略にその部分は説明してくれるようにお願いします。課長、とりあえず今ので平成30年度の140万円の説明として終わりということではよろしいんですか。

○橋ヶ谷健康づくり課長 はい。

○渋谷委員長職務代理 じゃ、青島委員、もう一度あれしてください。その後の結果を聞いて。

○青島委員 今のお答えいただいた中で、ゾーンのことなんですけれども、はっきりしていないとかというような言い方に私は聞き取れたんですけど、このことを策定していくときにはっきりしていないゾーンのゾーニングといたしますか、やっていくということは本当にいいんだろうかと疑問が、それで、143万6,400円についても大井川庁舎等の利活用可能性調査をしたと。ですから、その調査費にかかったというふうにとればいいのか、どこへどういうふうに乗せたのかなど。金額は大きくはないといえば言い方は悪いかも

しれませんけれども、そういった中で幾つか上げたやつの中でこうだったということも言ってもらえればいいし、アンケート調査はどういったところでどういった範囲の人たちにとったのかということも今の答弁の中でお聞きしたいと思います。

- 橋ヶ谷健康づくり課長 予算の執行額につきましては、全額そちらについては執行は健康ゾーンの策定事業の委託料として、委託先のほうは三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社のほうの委託料でございます。

続きまして、市民アンケートの結果ですけれども、こちらについては市内の方を対象に配布数2,000人のほうを配布させていただいて、実際の回収率が763票でございました。そちらの中で健康ゾーンとしてどういった活用がされるべきか、あとはどういった機能が必要かというところをアンケート調査をさせていただいて整理をさせていただいております。

以上です。

- 青島委員 今お答えいただいたほうからやりますけど、言いますけれども、委託料というのは今初めて聞きましたね。それで、市内の2,000人を対象にして753票……。

763票の回収があったと。この市内というのはどの範囲の市内ですかということが一つ。

さっきのゾーニングの範囲がまだぼやけているような言い方をしていますけれども、その中でいくと確かに色づけはぼやけていますけれども、それでもその範囲というのは、範囲とはこの範囲だという地域、周辺といえば周辺だって言い切るかもしれませんが、アンケートのとり方とか、周辺とかという部分についての整合性というのがとられた中の委託料として働いてきたのかということがまた新たにお聞きしたいところです。

- 橋ヶ谷健康づくり課長 アンケートですけれども、具体的に2,000人の中身としては旧大井川町の方が1,000人、旧焼津市の方が1,000人ということで、こちらについては地域どうこうじゃなくて、無作為に抽出のほうをさせていただいております。

済みません、私の説明が不十分で申しわけなかったんですけれども、市民アンケートにつきましては平成29年度実施ということで補足のほうをさせていただきます。よろしくをお願いします。

- 青島委員 平成29年のアンケート調査というところの費用に関係しないと。僕のさっきからの質疑は取り消さないともずいと思っんですよ。ですから、お金が大きいか小さいかは別として、143万6,400円のやつがいろいろな形の中でどういった形で使われているんですかという話から今委託料というのを初めて聞いた。それも今度は平成29年度だと。そうすると、これとは関係なくなっちゃう話だもんですから、実際にどうなのかということをもう一回、今までのやつをもしやるなら、さらっとやっていただければ別に。

- 増田健康福祉部長 済みません、こちらの答弁を整理させていただきますと、まず、アンケート調査は平成29年度にやっております、その意向を踏まえて、昨年度、コンサルのほうにアンケート調査の結果、大井川庁舎、そして、大井川保健相談センターをどう利活用していくかというのを平成30年度にコンサルとして委託料として委託しております、その成果品が3案くらい出てくるということでございます。

以上です。

- 青島委員 ですから、コンサルに出したやつの結果が出てくるから、また細かく整理さ

れたものが多分出てくると思いますけれども、そういった形の中で進めて、もちろん健康という面ですから進めていきたいわけですが、やっぱり先ほど一番最初に言ったように、健康ゾーンとかという名前も、これは政策ですから私がどうこうということは非常に苦しい話になると思いますけれども、焼津市全体が健康ゾーンという形の中で取り組めるという状況が市民の健康を願う気持ちになっていくんじゃないかなど。特定の地域、ましてや今のお話の中でいくと、庁舎、保健センター周辺というような漠然とした、じゃ、周辺、例ですけれども、これだけ大井川地域がこうなっていくと、そのところもはっきりしないような話の中で、本当にどうなんだろうと、わからないわけではないけれども、これを進めていく中でもう少し検討をしていただきたいなとか、もうちょっとわかりやすい説明をしていただきたいなと。私自身が市民から問われたときに説明し切れないんですよ、ゾーニングの話も。ということをやって、終わります。

○杉田委員 今ここに書かれている歳入の件に関しては、この後の環境部のほうの関係なので、ここは省きます。

今、健康ゾーンの問題について青島委員の言った内容、ほぼなんですけれども、今答弁いただいた内容の中で再度確認をします。

三菱何とかというところに委託をして、大井川庁舎等と書いてあるんですけど、等というのは隣の健康相談センターという意味で、等はほかにはないということをまず確認して、拠点というのはあくまでもこの庁舎と健康相談センターのことだというふうに解釈していかどうかの確認。

それから、先ほどの委託をして、その結果、その調査の結果というのは今年度として出ているわけですよ。その出ている結果がスポーツ施設として利用する、あるいはお料理教室をやる、あるいはスポーツの関連かもしれないけれども、ヨガをやる、ジムをやる、あるいはフィットネス、こんな案があったよというのは、これはあくまでもこの委託先が示してきた案で、それに基づいて、平成30年度として、じゃ、この大井川庁舎、それから、あそこの健康相談センターをこんなふうにご利用していこうとしているということがまだ誰にも示されていないと思うんですよ。そういうことがいつ示されていくのか、この決算の中でこれだけの委託料、多いか少ないかというのは別にして、143万円という委託料の中で出てきた結果というのがもう平成30年度で決算で終わっているの、その前に出ていて、まだそれは継続なのか、継続じゃないのか。以上をお伺いします。

○橋ヶ谷健康づくり課長 最初に、等ということでございますけれども、今、委員のほうでお話しいただいたとおり、大井川庁舎と大井川の保健センターの2つが拠点ということで予定しております。

続きまして、次の質疑ですけれども、平成30年度につきましては、大井川庁舎、大井川健康相談センターの利活用案を整理したと。それに伴って、あくまでもこちらのほうは現段階での案でございます。それにつきましてこれから具体的に民間活用を中心に活用の見込みがあるかどうか、それと、これを進めるかどうかというところを本年度実施しておりますので、ある程度利活用の方向性とか、実現性が可能になった時点で周知とかそういったものを考えていきたいと思っております。ですから、現時点ではあくまでも案ということでございますので、まだ今後の進め方によって大きく変わってくるケースもあ

りますので、そういったところで現時点では案ということで御理解のほうをいただきたいと思います。

以上です。

○杉田委員 今、民間という言葉が出てきました。先ほどは民間という言葉は出ていなかったけれど、ジムだ何だかんだと聞いたときにはもうこれは民間しかないのかなというふうに思っていたんですけど、例えばお料理教室だ何だかんだというのはすぐ隣の公民館でやっていますよね。それから、公民館でも何とかジム、あるいはヨガ教室だとか、そういうのをやっています。あるいは、すぐそばのグランリバーの前のところで何とかという女性専用の何かがありますよね。カーブスカ。そういうのが地域にある。大井川健康ゾーンにあるんですよ、もう既に。今言ったようなお料理教室だ、ジムだ、フィットネスだ、あるいはヨガだなんていうのは、この委託会社に頼まなければ出てこないような案なのか。本当に拠点としている大井川庁舎、あるいは健康相談センター、そういうところをこんなふうにご利用していったらいいんじゃないか、あんなふうにご利用していったらいいんじゃないかということは今現在やっているような、そういうようなことの延長線上のようなことを結果として出してきたと。そういう結果がこの143万円なのか。こういうのを聞いてちょっとがっかりしちゃうんですよ。それについてどう効果というか、調査を委託した評価をどのようにされているんですか。

○橋ヶ谷健康づくり課長 委託をしたというところの1つは三菱UFJということで大手の業者になりますので、やはりそこの持っている経験とか、あと、そういった事業のそういったところ、それは民間にないものでございますので、やっぱりそういったところを期待して委託をしている状況でございます。結果としては、こちらとしては、成果とすればアンケート調査の結果に基づいて成果品を出していただいておりますので、内容としては健康ゾーンにふさわしい案ではなかったかというふうにこちらとしては解釈しております。

以上です。

○杉田委員 これ以上言うのはやめます。アンケートをやって、平成29年度のアンケートをもとにこんなことをどうですかというのを委託して検討してもらった結果がアンケートに沿ったような形、アンケートの分析だとか、そういうのは私はわかりませんが、そういうような意見がたくさんあったんじゃないかなと思うんですよ。さっき旧焼津、旧大井川で1,000ずつと言ったけれど、回収の七百幾つというのはどこから来たのかわかりませんが、何を対象、どこを対象に、これは青島委員も言っていたけど、焼津市全体が健康じゃなきゃいけないんですよ。そんなときにあっちでもこっちでも、今、焼津のあっちにもこっちにもさっき言ったお料理教室もあるわ、ヨガ教室もあるわ、そういうことを公民館のどこでもやっている。そういうもので本当にここの旧庁舎、今後、移転した後の庁舎の使い方、あるいは健康相談センターの使い方、そういうものというのは本当に生きていくのか、これを私たちは期待をしているわけですよ。そういうものをまた報告はあると思うんですけど、この三菱UFJが出した、委託した結果、こういう調査結果になりましたよというのをまた報告いただいて、その評価をまたさせていただきたいと思います。

以上です。

- 渋谷委員長職務代理 青島委員、何か。
- 青島委員 委託先、三菱UFJとかという話が今出てきましたけれども、それは入札に基づいてですか。
- 橋ヶ谷健康づくり課長 こちらの健康ゾーンにつきましては平成29年度から実施をしております、平成29年度につきましてはプロポーザル形式で選定のほうはさせていただきました。平成30年度につきましては事業の継続性等を考えまして、平成30年度につきましては平成29年度で委託をさせていただいておりますUFJのほうに随契という形をお願いをしております。

以上です。

- 渋谷委員長職務代理 じゃ、次へ進みます。岡田委員。
- 岡田委員 それでは、質疑いたします。

3款1項10目障害者総合支援サービス費、こちらの中から、まず、共同生活援助費、そして、障害者総合支援認定審査会の運営費、障害者総合支援認定調査事務費、以上3件、説明を求めるわけなんですけど、まず、共同生活援助費につきましては、現在、利用日数、そのほか数字はこちらに出ているんですけど、具体的な内容、具体的な補助内容について教えてください。

それから、同じく、総合支援認定審査会運営費、この総合支援審査会の内容と審査会のメンバー、どういった方々なのか。

それから、次に、それに伴うものであろうと予測はされるんですけど、障害者総合支援認定調査の事務費は何にどのような形でお使いなのか、この辺、教えてください。

それから、3款4項1目、こちらの老人生きがい対策経費78万235円についてですが、これにつきましてはさまざまな老人対策の事業があって、いろんな形でそれぞれ出てはいますが、内容を見させていただくと、この老人生きがい対策経費、この経費は一体何に使ったのかなというのが明細がわかりませんので、教えてください。

以上です。

- 伊東地域福祉課長 まず、共同生活援助費についてでございますが、こちらは事業の内容としましては、昼間、日中に就労、または就労継続支援等のサービスを利用している障害のある方に対して、夜間や休日に共同生活を営む住居、グループホームで相談、日常生活上の援助を行うサービスになります。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方に対しては、介護サービスについてもあわせて提供しております。このサービスにつきましては、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体、精神状態の安定などが期待されるものでございます。平成30年度の市内外を含めまして利用した事業者数でございますが、全部で24事業所になります。なお、市内のグループホームにつきましては、平成31年3月末で3事業所ございますが、令和元年度、本年度に新たに1事業者が加わりまして、現状、4事業所で受け入れができる状況でございます。平成30年の利用者は主要施策概要報告書の86ページにも書いてあるんですけど、利用者が59人、利用日数が1万8,280日で、扶助費としまして9,003万5,278円を執行してございます。

続きまして、障害者総合支援認定審査会の運営費と障害者総合支援認定調査事務費についてあわせて御説明させていただきますが、まず、この認定をするまでに障害者の方

の流れ、認定するまでの流れを申し上げますと、この福祉サービスを利用するためには、まず、御本人、御家族によりサービスの利用申請をしていただきまして、その申請書に基づきまして御本人についての市の認定調査員が聞き取り調査を行うとともに、主治医からの意見書の依頼を行いまして、その後に市の指定を受けた相談支援事業所、今3事業所ございますが、その相談員が利用者や保護者と面談しまして、障害を持つ方の希望に対してサービス等利用計画を作成いたします。この計画につきましては全ての利用者には作成されまして、地域で生活する際に必要となる本人に合ったサービスが記載された計画になります。介護給付利用を希望する方につきましては、御質疑にありました支援認定審査会に諮りまして、聞き取り調査結果と医師の意見書をもとに障害支援区分を決定いたします。そのサービス等利用計画と区分認定審査会の結果をもとに市のほうで支給決定を行いまして、サービスの受給者証を発行して、その後に利用者がサービスの提供事業者と契約を結びましてサービス利用が開始されるという流れになります。

御質疑の障害者総合支援認定審査会の運営費につきましては、先ほども申しました障害福祉サービスの障害支援区分を決定するための認定審査会の委員10名の報酬が主なものになります。この委員10名は2つの合議体を形成しておりまして、各5名ずつになります。平成30年度の審査会の開催回数ですが、23回、審査判定件数は150件になります。委員につきましては、保健、医療、福祉の専門家から市長が委嘱しまして、任期は2年になります。具体的には看護師が1名、介護福祉士が1名、医師が2名、福祉施設長が2名、精神保健福祉士が1名、社会福祉士が2名、保健師が1名の合計10名となっております。認定審査の1回当たりの単価ですが、2万円になります。

あと、もう一つの障害者総合支援認定調査事務費でございますが、こちらにつきましては、先ほどの認定する際の市の認定調査員の2名ですが、嘱託職員の賃金と医師等の意見書等の手数料などが主なものになります。こちらの認定調査事務の調査件数ですが、平成30年につきましては229件になります。

以上が岡田委員の御質疑に対するお答えになります。よろしく申し上げます。

- 落合地域包括ケア推進課長 私のほうからは、歳出、3款4項1目老人生きがい対策経費についてお答えをさせていただきます。

老人生きがい対策経費は高齢者の生きがい対策と健康増進の場として利用されています。焼津市陶芸センターの光熱費や修繕費などの維持管理費用として、それから、ゲートボール普及振興の事業を実施しております。焼津市ゲートボール協会に対して交付した交付金に係る経費となります。事業費の内訳としましては、陶芸センターの維持管理にかかる経費が73万6,954円、ゲートボール協会への補助金が4万3,281円でありました。

以上、答弁とさせていただきます。

- 岡田委員 ありがとうございます。その中で1件だけ、共同生活援助費、これなんですけど、この利用日数、1万8,280を365で割ると50なんだよね。それで、利用者59人で、いわゆるこの利用日数の根拠というのは1事業所に対してどうこうとか、そういうような算出かしら。
- 伊東地域福祉課長 利用日数と利用者の数なんですけれども、実際にはホームに入っている方が途中で抜けたとか、入ったりということもありますので、日数的には増減が出てくる形になります。先ほど、介護のサービスのある方と言ったんですけど、基本的

にはこちらのグループホームに入られる方は知的障害者、または精神障害者で、日中に就労ができる方ですので、ある程度、例外として介護のサービスを受けられる方で障害の度合いとしては区分1ということで軽い方が入る施設となっております。ですので、この利用日数につきましては、単純に365で割った日数とちょっとずれがあることになります。

- 岡田委員 私自身、あるところとかかわっていたもんですから内容は把握していたつもりなんですが、1日当たり平均にすれば5,000弱ぐらいの援助になると思いますけれども、基本的にグループホームの運営だとか、その辺の費用について、今後の問題としてかなり予算計上とか、それから、法律の問題がどうなってくるかわかりませんが、今、実際に国会の中でも地元の先生を中心にグループホームの問題を取り上げてくださっているようですので、この辺をひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから、老人生きがい対策経費、これにつきましては陶芸教室って聞いちゃったんですけど、陶芸教室の経費ですか。

- 落合地域包括ケア推進課長 陶芸センターというのがございまして、文化会館の北側の線路沿いにあるところがございまして、そこでクラブ員が陶芸づくりをしているセンターがありまして、その維持管理でございまして。

- 岡田委員 ゲートボールにつきましては、前にほかの件で質疑をして了解しておりますのでわかりました。ありがとうございました。

- 杉崎委員 杉崎です。大きく2問、3款4項1目老人クラブ育成費と4款1項4目健康推進費に関して質疑させていただきます。

最初に、老人クラブ育成費ですが、決算書の198ページ、報告書の90ページになります。

1番目、主要施策概要報告書90ページによりますと、表の中です。単位クラブ補助金、24クラブとございますが、これは全て老人クラブなのでしょうか。

2番目に、事務局運営事業委託227万7,000円が4項目の支出の中で一番多い金額ですが、どのような内容をどこへ委託しているのか教えてください。

3番目、最近、老人クラブがいろんなところで解散しているんですけども、その後に居場所づくりなどのことで地域がつくっております。そういったところへのそれらへの運営に対する補助金というか、支援は別になるのか。

4番目、歳入で県支出の老人クラブ運営費補助金111万4,000円となっておりますが、実際に歳出のほうで見ますと県費が205万8,800円となっております。この差の94万4,800円は県支出のどの科目から来ているのか教えてください。

2番目のほうです。こちらのほうは決算書の206ページ、報告書のほうで105ページからになりますけれども、1番目、予算2億5,645万2,000円のうち、健康推進費の総額です。委託料の予算が2億3,760万5,000円、支出が2億2,840万8,961円、未済額が919万6,039円となっております。この未済額の内容というか、どうしてこういうことが発生したのかなというのを御説明いただきたいと思います。

2番目、この委託料の内訳、備考欄のほうではどの事業に該当しているのか教えてください。

以上です。



○落合地域包括ケア推進課長 杉崎委員の御質疑にお答えさせていただきます。

まず最初の24クラブなんですけれども、こちらは焼津市のさわやかクラブ連合会に入りをされている老人クラブで、全て老人クラブでございます。

それから、事務委託費なんですけれども、こちらは老人連合会の連合会費の事務の運営の委託費を社会福祉協議会さんのほうに委託をしている経費でございます。

それから、3番目でございますが、老人クラブを解散した後の支援でございますが、老人クラブの活動以外で社会参加について市では考えておりますけれども、高齢者の集いの場としての市の施策で進めている居場所づくりやその他でミニデイサービスなどの茶話活動の参加をお願いしているところでございます。ミニデイサービスにつきましては市と社会福祉協議会が運営費の補助を実際にはしております。また、誰でも参加できるサロンについては社会福祉協議会が運営費を補助しております。また、高齢者に限定したサロンにおきましては、居場所につきましては、開所から3年を限度に運営費の一部を市のほうで補助しております。

それから、県費の支出金の関係なんですけれども、もともと県費につきましては事業費の3分の2という形で補助を受けているところでございまして、残りの80万円ぐらいにつきましては市のほうの一般事業費のほうから充当をさせていただいております。

以上でございます。

○橋ヶ谷健康づくり課長 まず最初に、不用額が生じた理由でございますけれども、こちらにつきましても、当初、予算計上に際しましては例年のいわゆる対象者数を抽出して、過去の実績等による受診率を勘案して予算のほうを計上させていただいております。ただ、結果として予定していた受診者に比べて実際の受診者数が少なかったということで不用額が900万円程度、結果として残ってしまったということでございます。

続きまして、次の質疑ですけれども、こちらの委託料については備考欄のどこの事業に該当するかということでございますけれども、該当しているところは上から県費の補助、健康教育費、次の食育推進事業費、その次の県費補助、健康相談費、その次の県費補助、健康診査費、次の市単独、健康診査費、あと、がん検診費、こちらに委託料が入っております。最後の2つにつきましては、こちらは委託料は含まれておりません。

以上です。

○渋谷委員長職務代理 答弁漏れはないですか、大丈夫。

○杉崎委員 今私が言った委託料の内訳は備考欄のどこにというのは健康推進費の……。

あっ、いいです。

じゃ、再質疑。

○渋谷委員長職務代理 どうぞ、杉崎委員。

○杉崎委員 それじゃ、最初に老人クラブのほうの関係でお聞きします。今ちょっと聞いてありがたいなと思ったのは、居場所づくりとか、老人クラブを解散した後もそういう集合体のところに対してはそれぞれのところから補助が行きますよ、支援がありますよということで、ただ、ちょっと気になったのは市のほうで3年間、それ以降はどうするのかというのとはまた検討していくというような解釈でよろしいですかね。

それと、もう一つなんですけど、先ほど4番目に私が質疑しました県費の差額が80万円、94万4,800円になると思うんですけど、どの科目からというのを聞き逃してしまったもん

ですから、それをもう一度教えてください。歳入のほうです。

今度は健康推進費のほうなんですけれども、概要報告書の106ページの表の中なんですけど、この中にがん検診と健康診査の表があります。この中、全部で12種やっていたているんですが、うち、がん検診に関しまして総数で3万7,966人、この中からがんが発見された方が97名、率でいくと0.25%となっているんですが、今、検診をしていただく、でも、最初に見込んだ数が減ったよというのがありました。当然、みんなが健康ということで一生懸命取り組んでいただいているんですが、もし減らないで全員が来てくれたとしてこのパーセントを掛けると200人を超してしまいますよね。そういうことから、私がここで望むのは、先ほど河合委員のほうからも予防接種の関係でお話があったんですが、健診とか予防接種というのは御苦労なさると思うんですけれども、本当にここで予算を組んだら結果として足りなかったよというくらいのPRとしっかりした数字を見せていただいて、予算どりのほうも今後もたくさんの方の予算をとっていただきたいと思います。そして、健康推進ということで邁進していただけたらなと、そんなふうに思います。

先ほどの質疑のほうをお願いいたします。

- 落合地域包括ケア推進課長 支援費でございますが、最初の3年については市のほうのお金で補助させていただくんですが、最初は準備するお金とか、そういったものが大変だろうということで3年間という形で限定をさせていただきますが、社会福祉協議会のほうに同様の高齢者に限らずサロンに対する補助がございまして、それについては3年に限らず補助をしていただいている状況でございます。

それから、老人クラブ育成費の県費の歳入の関係でございますが、私の説明の仕方が悪かったのかもしれませんが、補助についてはあくまでも事業費の3分の2しか県から入ってきませんので、残りの90万円余につきましては市が一般財源のほうからお金を出しているということでございまして、全部が県費で賄っているという項目ではございません。

以上でございます。

- 杉崎委員 決算書の198ページの老人クラブ育成費、ここに県費補助、老人クラブ補助費205万8,800円と出ているわけですよ。出ていますよね。その下に当然、市単独、老人クラブ育成費として447万3,000円が出ているんですが、歳入のほうで見ますと、要するに老人クラブ育成費として県の支出金が111万4,000円になっている。その不足分を市のほうで出していますという、県費補助費が全部じゃないよという解釈でいいんですか、今の205万8,800円というのは。

- 落合地域包括ケア推進課長 杉崎委員にお答えします。

事業費として県が補助してくる項目が違うところがございまして、その関係でそれに対する補助については市の補助も加えた金額で老人クラブのほうに対して補助をしています。市の単独のほうにつきましては全額市が市のお金として補助しているということで区別をさせていただいておるところで、先ほど委員がおっしゃったとおり、県の支出に加えて市の事業費で205万8,800円を補助しますということでございます。

- 杉崎委員 それじゃ、私が書き方の理解をしていない。県費補助、老人クラブ補助費と書いてあるといかにも、県費の補助プラス市のお金が入っているという解釈ですね。済

みません、質疑をちょっと間違えました。

それによって私がその後と言おうと思ったことが変わってしまうんですが、結局、要するにこちらも同じで、予算どりをして、その中でもって予算の差異が生じたり、当初の予算を組んだときの目的としてやったものどおりに使えてくれば問題ないんですけども、今のこの中にあるように、県費で補助金が3分の2とかと決まっていて、残りはうちがやるよというふうに決まっているものならしよがないんだけれども、もし流用できるような県費があったり、特定財源化されていないものがあるんでしたら、こういう健康に関することに使うと総体的に今度の医療費の関係とかそういうところにも影響してくるものですから、そういうところにたくさん使っていただけるようにと思って質疑をさせていただきました。

この業者につきましてなんですけれども、結局、予算のときに、要するにこういう目的でこういう予算を立てましたよという話を聞いているわけですよ。中には忘れちゃったものもございますが、としたら、その目的どおりの、要するに達成されたかな、要するにこの中の金額が達成率が幾らかじゃなくて、事業として達成がどれだけされたのかなという説明を今後もししていただければありがたいと思います。それをもとに我々も今度この決算の審査をさせていただくということでやっているものですから、その点だけつけ加えさせていただきます。ありがとうございます。

○渋谷委員長職務代理 次に、深田委員。

○深田委員 深田です。

老人ホーム管理運営委託事業費についてですが、入所定員60人に対する入所者数が33人ということで、その要因は何か、対策は講じられたか、伺います。

済みません、書き忘れたもので1つだけ追加させてください。主要施策の90ページに健康長寿を祝う会がございます。ここの健康長寿を祝う事業についてはタクシーの乗り合いをやめたということで、親子の参加が、親子というか、家族参加がふえたと思うんですけども、それに伴って市民の方から何人ぐらい参加しているのかなということで、その状況を、参加者の動向をお聞きしたいと思います。だから、家族で来ると、おまんじゅうは本人だけがもらえるんですよ。そうすると、余ったおまんじゅうはどうなるんですかと、そういう質疑も来ているんですけど、どう答えていいかわからないものから、どうしているのか。

それと、健康長寿祝い金、これが81歳から87歳、そして、89歳から98歳の8,578人にお一人1,000円、商品券を贈ったよということなんですけれども、対象者は全て8,578人ではないと思いますので、何人だったのか。結局、タクシーで行ってタクシーで帰ってきたら商品券が結局マイナスになっちゃうと。行ったがためにお金が多分にかかってしまったと、そういう悲しいお話も出てきているものから、お聞きしたいと思います。

○落合地域包括ケア推進課長 深田委員にお答えします。

まず最初に、減った要因ということでよろしかったですかね。入所者数が減った理由ということでよろしかったでしょうか。

○深田委員 はい。

○落合地域包括ケア推進課長 養護老人ホームにつきましては、当初、平成30年度中は入所者が1名で退所者が7名で、それで、島田市さんを入れて33名になったんですけど

も、退所の理由については、要介護状態になって介護施設への入所が必要であったり、長期入院になって退所されたとか、そういった方が続きまして人数が減っているんですけども、これにつきましては焼津市に限ったことではございませんで、養護老人ホームについては入所者についてはどの市でも減少傾向にございます。

それから、健康長寿の関係ですけれども、平成30年度の式典のほうの参加率につきましては7,615人、対象者数からすると36.9%の方が参加をさせていただきました。

それから、記念品でございますが、もちろん数がある程度予想をして頼んでございますので不足はしていませんが、残ったものもそんなにたくさんあるわけじゃございませんので、こちらのほうで処分はしませんので、何とかさせていただいています。

それから、祝い金につきましては、1,000円の方の人数ということでよろしかったですかね。対象者数が1万471人いらっしゃいました。受け取った方が8,578人受け取っておりまして、80%ぐらいの方が受け取りになっていらっしゃいます。祝い金の金額につきましては平成25年から変えてございますが、さまざまな意見があることは私たちも承知はしておりますので、今後、高齢者保健福祉計画の中等でどういうふうなやり方が一番いいのかということは協議をしていきたいというふうには思っております。

以上でございます。

○深田委員 老人ホームの関係ですけれども、老人ホームに入所できる人はどのような人でしょうか。

○落合地域包括ケア推進課長 養護老人ホームの入所要件につきましては、老人福祉法の第11条第1項第1号に規定されておりまして、65歳以上の者で生活保護受給者、または非課税世帯に属する方で経済的な理由及び家庭環境や住宅環境の状況などにより居宅における養護を受けることが困難な方、簡単に言いますと、今お住まいになっている状況がなかなか生活することが大変だという方で自立生活、身体的に自立ということなんですけれども、方が入所することとなっております。

以上でございます。

○深田委員 市条例の第4条に、今、お話があった65歳以上の居宅において養護できない方、それともう一つ、65歳未満、(2)のほうに65歳未満の人であって老衰が著しい、その事由により市長が特に必要と認める者とあります。このように65歳未満の方もこの33名の中にいらっしゃるのでしょうか。

○落合地域包括ケア推進課長 条件的には65歳未満の方でも要件が整えば入れるんですけども、現在の中ではいらっしゃいません。また、過去にさかのぼっても私が記憶している限りはございません。

以上でございます。

○深田委員 年々、老人ホームの入所者が少なくなっている。特に去年かおとし、入所者のトラブルがあったと思うんですけども、それが関係しているんじゃないかなとちょっと心配になるんですが、部屋割りのほうはどうなっていますか。

○落合地域包括ケア推進課長 60床のうち半数が1人部屋、残りが2人部屋なんですけど、真ん中で簡易な仕切りができるようになっていきますので、ほぼ個室と同じ状況になっておる状況でございます。

○深田委員 半数が個室で半数が真ん中でカーテンで仕切られていると。それが認識の違

いだと思うんですけども、カーテンの仕切りだけでは、短期間入院する方たちとは違って、本当にプライバシーが保たれているかということは、音とか、においとか、そういうことで大変プライバシーを守るというようなつくりではないなと思います。なので、やはり真ん中でカーテンを仕切っていると、そういうことでなくて、個人のプライバシーは個室に変えていくというような、そういうことが必要ではないかなと思いますが、どうでしょうか。

- 落合地域包括ケア推進課長 私の滑舌が悪くて申しわけございませんでした。簡易な仕切りと申したつもりだったんですが、カーテンと聞こえたとしたら申しわけございませんでした。実際には1センチ、もうちょっと厚いかもかもしれませんが、間仕切りで完全に部屋として独立しております。ただ、入り口が2つあるんですけども、その前の入り口は共同で、それぞれの部屋に入るところは引き戸でございますが、それぞれ個別になっておりまして、そこからは個室のような、ほぼ個室になっている状況でございます。
- 深田委員 せっかく60人の定員がありますので、平成31年3月31日現在では40人になっておりますけれども、やはり60人に近くなるような何かお知らせとか、市民の皆さんに情報提供というのはされてきたんでしょうか。

それと、入所者のトラブルとか、そういうものが原因ではないよというか、ふえない理由としてそういうことはなかったかどうか、確認したいと思います。

- 落合地域包括ケア推進課長 先ほど御説明いたしましたとおり、養護老人ホームに入るのは老人福祉法の第1条の規定に合致する必要がございますので、お知らせをして募集をするようなものではございません。本当に困った方の相談があったとき、入所の相談として受けるということでございます。社会状況といいますか、以前と違いまして非常に借家のほうでも高齢者に対して大分優しくなっております。以前でしたら高齢者だというだけで更新しないとか、そういったのがあったと思いますが、現在は比較的アパートのほうも高齢者になってもそのままいることができる状況であります。また、相談に来られた方につきましても、こういう施設ですよということなんですけど、ただ、どうしても集団生活なものですから、お酒が飲みたいとか、喫煙ができないとか、そういった制限がございますので、そういったことがございますので、やはり今まで自由に生活を気ままにされた方は借家でもアパートのほうで生活するということが多いと思いますので、入所者が少なくなっている状況なんですけど、適切に、本当に困っている方については相談を全く受けないとか、そうではなくて、お勧めはしています。ですから、市として入れないということではありません。あくまでも要件に合致した方については相談に乗っていますけれども、選択肢がふえているということもございまして、選択されないということもございます。

- 渋谷委員長職務代理 次に、秋山委員。

- 秋山委員 私は生活保護に関することと、それから、健康ゾーンに関することを通告したんですけども、健康ゾーンのことが先ほど同僚議員から出ていますので、確認したいことを先にやらせていただきます。

先ほど御説明いただいて、これは決算書の204ページ、概要報告でいきますと109ページということですね。大井川の庁舎と健康相談センターの利活用についてと、そういう流れで来ているんですけど、お話を伺って、そうすると、今は公共施設再編の取り組みが

あると思うんですが、この大井川庁舎と健康相談センターについての利活用はこちらの健康福祉部さんがまとめますということでこの事業が行われているという受けとめでいいのでしょうか。

それから、ゾーンについてはどこというふうに点線でくいを打ってやるような話でもないと思いますので、拠点整備されれば、おのずとその影響範囲がゾーンになってくるというようなことでも考えられるのかなというふうにやりとりを伺っていて思ったんですが、どうでしょうか。

それから、3案提案があったということなんですけれども、どうもお話を聞いていますと、以前、常任委員会で明石市の似たような施設を視察させていただいたことがあります。そこもやはりスポーツ施設、フィットネス、さまざまな教室があるというようなところですが、明石市の担当からのお話を伺う中では、これを市がやるものであるのかどうかというようなところは課題というふうに向こうから聞いているので、それはこれから検討されていくことだと、内容については検討していくことだと思うんですが、今のところは感想でございますけれども、健康ゾーンについてはゾーンのエリアの捉え方と、それから、利活用についてはそちらがやるんだということになっているのかということをお教えください。

一回ここで切りますか。

○渋谷委員長職務代理 後ろが調べる時間があるかもしれないので、全部まとめてやってください。

○秋山委員 では、次に、生活保護に関してです。

まず、歳入のところで決算書の146ページ、概要でいきますと報告書81ページですけれども、生活保護返還金とあります。この背景、どのような内容のものなのか、教えてください。

次に、歳出のほうで、決算書でいきますと198ページ、生活保護扶助費、これが概要の報告書を見ますと保護率は0.52%とあります。捕捉率というのが非常に気になるものですから、平成30年度の生活保護についての相談件数、それから、申請件数、実際に申請を受けて利用している件数、また、捕捉率を上げるための工夫、また、ケースワーカーの体制は十分であるか、お願いします。

○橋ヶ谷健康づくり課長 秋山委員の御質疑ですけれども、まず1点目ですけれども、大井川庁舎と大井川健康相談センターの利活用ですけれども、こちらについては健康ゾーンということで健康づくり課のほうで利活用のほうを進めてまいります。

2点目ですけれども、いわゆる健康ゾーンについての位置というか、そういったところにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、大井川庁舎周辺ということで、拠点施設については大井川庁舎と大井川の健康保健相談センターということで御理解のほうをお願いしたいと思います。

あと、実際に健康ゾーンとしていろんな事業が想定されますけれども、そちらの利活用については民間の活用等を含めて今後アンケート調査をしながらまとめてまいりたいと思います。

以上です。

○伊東地域福祉課長 私のほうから、生活保護費につきまして、歳入と歳出について御説

明いたします。

まず、決算書の147ページ、148ページの生活保護費の返還金についてでございます。こちらの返還金につきましては、平成30年度に被保護者が生活保護費を申請しまして受給した方のうち、生活保護法の第63条の資力があるにもかかわらず、生活保護を受けたときの場合と第78条、不実の申請、その他の不正な手段に基づく生活保護費の不正受給による返還金が1,354万3,909円、これは37件分になります。

この返還金が発生する理由につきましては多数あるんですけれども、就労収入の未申告や過少申告、あと、障害年金収入の未申告、また、御家族の方の就労収入の未申告、あと、居住実態がないことによる不正受給等が主なものになります。

未申告や虚偽申告等の不正受給によりまして、さかのぼって返還請求を行わなければならないことになりまして、対象者の大多数が生活保護世帯になりますので、返済するための資力がないため、現状では滞納額が増加しているのが現状でございます。

次に、歳出、197ページ、198ページになりますが、生活保護費扶助費でございます。保護率0.5%ということで御質疑がありましたが、相談件数でございます。生活保護に関する相談件数は平成30年度につきましては208件、申請件数は89件ございました。実際の生活保護の利用件数でございますが、平成30年度の月平均の保護世帯数につきましては550世帯、保護人員は718人でございます。

続きまして、捕捉率を上げるために行っていることでございます。捕捉率につきましては、生活保護が捕捉している貧困世帯の割合が捕捉率だということで認識しておりますが、低所得者層の把握とかの関係でちょっと実際の焼津市の捕捉率というのが今算出が困難な状況ではございますが、焼津市としましては関係機関への研修等を通して生活保護制度の理解促進を図るとともに、今後も民生委員さんや地域包括支援センターとの連携を強化して、必要な方が制度を有効に利用できるように努めてまいります。

また、生活保護に至る前の状況におられる生活困窮者に対する自立相談支援事業、住宅確保給付、一時生活支援、家計改善支援、子どもの学習支援事業等を実施しておりますが、まず生活保護に至る前段階での対応を進めることで、実際にそれで生活保護になる方も中にはいらっしゃいますので、そういう事業を行うことで捕捉率を上げていくようにしております。

ケースワーカーの体制でございますが、社会福祉法第16条で市の設置する事務所にあった被保護世帯の数が240以下であるときは3人としまして、被保護世帯が80を増すごとにこれに1を加えた数を標準とすると定められております。今、8月末現在で焼津市の被保護世帯数でございますが、567世帯で、現在、生活保護担当8名体制ですので、現在での基準は満たされているということになります。

以上、答弁とします。

- 渋谷委員長職務代理 秋山委員、済みません、予定の1時間半を超えました。ですから、簡潔な質疑でよろしくお願ひしたいと思います。
- 秋山委員 返還金のことです。生活保護の、ごめんなさい、その前に健康ゾーンのことですね。済みません。

庁舎と相談センターの利活用については健康福祉部でということなんですけれども、先ほど案を聞きまして、フィットネスであるとか、そういったものもあれば、ボ

ランティアとか、市民の活動センター的な活用も考えられるんじゃないかということで、そうして聞きますと、健康福祉部だけでなく、他部局との関係というのも必要になってくるかなと思いますので、今後、検討を進める中でどういうふうに、今回は健康福祉部だけでつくってみましたということの決算の報告になるのでしょうか。

○橋ヶ谷健康づくり課長 平成30年度のこちらの事業費につきましては、健康づくり課で委託をして作成をさせていただいております。

以上です。

○秋山委員 大きな利活用のことになると思いますので、もう少し連携してお願いしたいと思います。

それから、生活保護の返還金で不正受給もあれば、未申告ということで、それらが返済の資力がないためになかなか難しいということなんですが、この未申告というのも本当に生活に追われる中でうっかり未申告になってしまっているという事情もそれぞれ多いのではないかなと思いますので、その辺の救済といいますか、そういったものはこの中であるのでしょうか。

○伊東地域福祉課長 実際に先ほど37件というお話をさせていただいたんですけども、63条がうっかりとかという形で、そちらのほうは34件になります。78条が3件で、そちらのほうは不正受給というか、悪質と思われる件数になります。実際に資力がない方でするので、原則は一括返還を求めていくんですけども、今現状ではかなり少額の分割納付という対応も進めているところでございます。

○秋山委員 了解です。

○渋谷委員長職務代理 予定時刻を大分オーバーしました。どうしてもという関連があれば。

○杉崎委員 簡潔に行きます。今、健康ゾーンの話がありました。同じところで。今までの説明を聞いていますと、三菱UFJ、地元ではない大企業が調査していると。地域のことは地域が一番知っていると思うんですよ。ここにも優秀な職員の皆さんがいらっしゃいます。今の内容を聞いていますと皆さんでもできる事業だなと思います。

それと、今度はこの部でここはやりますよという話なんですが、内容からいくとどう考えても施設利用の調査事業というふうに考えます。となると、公共施設の今後のあり方、事業、そういうところへ持っていったほうがいいだろうなど。そもそもがそういうことを一言つけ加えて、結局、決算というのは次の予算に関することへのステップにもなるわけですよね。そういう意味で次回はぜひ担当を変えていただきたいと思います。

○渋谷委員長職務代理 以上でよろしいですか。

○杉田委員 1点聞き忘れたんですけど、庁舎の利用の仕方の中で市民サービスセンター、これを残していくということだったんですけど、今の規模、今の内容、それを上回ることを考えていただいていますか。

○増田健康福祉部長 関連質問で、一般質問のほうで市長のほうから御答弁申し上げたと思いますが、市民サービスセンター機能は残すというお話です。実際どれくらいの規模になるか、これから庁舎の利活用の中で、資産経営課を含めて検討していく事項だと考えております。

以上です。



○渋谷委員長職務代理 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渋谷委員長職務代理 では、特にほかにはないので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で認第9号中、健康福祉部所管部分の審査を終わります。

次に、議第75号「令和元年度焼津市一般会計補正予算(第4号)案」中、健康福祉部所管部分を議題といたします。

質疑、意見のある委員の発言をお願いします。

特にないので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で議第75号中、健康福祉部所管部分の審査を終わります。

これをもちまして、予算決算審査特別委員会、健康福祉部所管部分の議案の審査は終了いたしました。当局の皆さん、御苦労さまでした。

45分まで暫時休憩といたします。

休憩(14:37~14:44)

○渋谷委員長職務代理 休憩前に引き続き、会議を開きます。

認第9号「平成30年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について」中、環境部所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。

これより順次発言願います。

最初に、杉田委員。

○杉田委員 最初に、歳入、20款5項7目衛生雑収入の中身で、この中身について、その次の歳出、4款1項6目との関係でお伺いします。

この中で飼い主のない猫対策事業ということでTNR活動ということに使われている210万円という金額があります。この金額と衛生雑入との関係、これについて説明をお願いします。

○富田環境生活課長 杉田委員の御質疑にお答えします。

まず、どこからの収入かということなんですけれども、静岡県動物保護協会からの収入、こちらは交付金になりますが、こちらが10万円という数字になります。静岡県動物保護協会というものなんですけれども、動物愛護の普及推進や保護及び管理に関する事業を行うほか、各種研修会の開催や諸事業の協力や連携を行う一般社団法人でございます。そして、飼い主のいない猫対策事業費との関連でございます。こちらのモデル事業という形になっておりまして、静岡県動物保護協会が出しておりますモデル事業となりまして、猫の適正管理推進モデル事業という名称で、猫に係る地域の問題解決のため必要と認め、かつ動物保護管理指導員、静岡県知事の委嘱した動物愛護推進員など、動物愛護ボランティアと連携した事業を対象としたもので、焼津市がそれに応募して交付金を受けたものでございます。

○杉田委員 それでは、その交付金として10万円が入っているわけなんですけれども、この10万円もこの210万円の中に入っているということよろしいですか。

○富田環境生活課長 はい、そのとおりでございます。

- 杉田委員 ということは、市で200万円出しているということなんですけれど、この200万円という金額なんですけれど、ボランティア団体に支給されているというふうに聞いています。4団体に支給されていると聞いてはいるんですけれど、均等に配分されているということによろしいですか。
- 富田環境生活課長 均等というわけではなく、実施事業に応じて割り振っております。
- 杉田委員 実施事業ということは、雄、あるいは雌の去勢、あるいは不妊の手術だと思うんですけれど、その申請に対して幾らということですか。
- 富田環境生活課長 こちらは限られた予算で予算を組んでおりまして、事業効果を上げるために動物愛護団体とヒアリングを行いまして、どれくらいの予定をやっているかということ予算を組んでおります。
- 杉田委員 概要報告の193ページのところに雄の去勢手術が156頭、雌の不妊手術、77頭、この頭数については近年ほとんど横ばいという形によろしいですか。
- 富田環境生活課長 おっしゃるとおりでございます。
- 杉田委員 これらのボランティアの団体の方から聞いたときに、交付されるのが年度が始まってすぐ交付されて、猫の繁殖期というのか、年に2回ぐらいあると聞いています。1回のときにほとんどそれで全て終わっちゃって、金額的に本当はやらなきゃいけないんだけどということで、地域の人、自分のうちに来ちゃって困っているという人からはそのうちからも援助をもらってその地域にまた、結局、野生の猫だもんでそこにすみついちゃっているかもしれないけど、結局、野生だったらまたもとに戻すと、そういうことで行っているんですけれど、今の頭数というもの、ボランティアの人たちから随分いろいろ話をしていただいているというふうに聞いているんですけれど、十分とは思っていないと思うんですけれど、どのぐらい足りないと思っておられますか。
- 富田環境生活課長 足りないというよりも、まず、猫というものが繁殖力がかなり強くて、1頭の雌で年に二、三回、そして、1回につき3匹から5匹くらいを産みますので、まず初めに継続してこの事業を、要は不妊、去勢手術をやっていくというのがまず第一でございます、それにつきましてまずは手当をするというような形で考えております。
- 杉田委員 何によってということがちょっとわからないんですけれど、予算としては210万円、これをここ数年ずっと210万円で来ていると思います。ボランティアの方たちと、私は焼津市の環境部の方はこの問題についてかなりほかの市町のボランティアの方といういろいろ話を聞く中で焼津市はかなり綿密に、あるいは丁寧に対応してくれているというふうに聞いています。そういう意味ではすごく評価をするんですけれど、ただ、今言ったように、繁殖率がすごく高いもので、その中で本当だったらもっと、私も目の前で見ただことがあるんですけど、仕掛けのばたんと倒れて、きゃーきゃーきゃーと言っているけれど、そういうものをもう少しふやしてもらえないだろうかというような、そんな声も聞いてはいるんですけれど、そういうものについての対応というのはここ数年というのは考えたことはありますか。
- 富田環境生活課長 今現在、捕獲器というものをこちらで2基ほど用意しておりまして、場合によっては貸し出すということも考えております。その中では今ふやすという予算はとれていない状態でございます。
- 杉田委員 雄の去勢手術、1頭1万円、それから、不妊手術が1頭2万円、この金額と

というのは動物病院の指定の価格なのか、それともこちらから指定をしている、こういうふうにするよという額なのか、どちらですか。

○富田環境生活課長 実際にはもっと高い金額でございますけれども、その中で動物病院と折衝をさせていただきまして、およそ3分の2くらいの値段でその金額を設定させていただいております。

○杉田委員 わかりました。ちょっと、私、最近確認はしていないんですけど、大井川の野鳥公園のところずっとふえていたのが随分減ったというのは聞いたことがあるんですけど、ボランティアによってこの地域、この地域、この地域と、ボランティアで多区分けをされているんじゃないかなと思うんですけど、その年によって、ここ、やっと終わったんだけど、今度はこっちがふえちゃった、あっちがふえちゃったと、そういう相談をボランティアの方から聞いていますか。

○富田環境生活課長 ありがとうございます。野鳥園につきましては、ボランティアさんの意見交換の中でも感覚的にも少なくなったなということでお話は受けております。そして、今その中で予算の組み方、来年どれくらいやりたいかというような実績報告とか予定をお聞きする中で、その部分が厚くなればそちらのほうに調整をさせていただくというような形になります。

○杉田委員 調整をしていただくということは、210万円の中で調整をしていただくということなのかなと思うんですけど、ぜひこの辺も一頭でも野生の猫がふえていかないと、そういう方向での一定の、野生の場合には寿命がかなり短いので、それを全うさせていく、そういう中で数をふやしていかないとということでは、ぜひ今後も考えていただくということで、終わります。

○渋谷委員長職務代理 では、次、秋山委員。

○秋山委員 では、伺います。環境美化推進事業費、歳出のところになりますけれど、決算書は208ページになります。

ここで環境美化推進事業費418万3,920円、薬剤散布の説明を伺っています。この薬剤の種類等を把握して何らかの指導をしているのかどうか、教えてください。

○富田環境生活課長 薬剤につきましては、不快害虫でありますユスリカを成虫にさせない薬剤を購入しております。液体のものと錠剤のものの2種類を購入しております。液体散布は委託業者により河川などに散布をさせていただいております。錠剤につきましては環自協で配付するほか、必要な個人に窓口で配付をしております。その際には、ペーパーをつくらせていただきまして、用法や効果に対して説明を行い、指導をさせていただいております。

○秋山委員 その薬剤の種類等はこういったものを使っているというのは、市民の誰にでもわかるような形で公表はされているのでしょうか。

○富田環境生活課長 環自協の総会とか、そういったところで説明をさせていただいております。

○秋山委員 この薬剤というのは農薬の1つ、防虫剤ですよ。だと思っので、昨今、農薬が人体に与える影響、殺虫剤の与える影響等、非常に社会的な問題にもなっていると思いますので、こういったものを使っているのかということをごこうこう理由で使って散布しているというのは、やっぱりこういった予算を使う中で市民に明らかにし

てもらおうということが必要だと思うので、ぜひそのあたり、検討していただきたいと思います。今のところ、そういった薬剤の名前ですとか、そういったものは市民には特にわからないということで進めているということですね。

○富田環境生活課長 薬剤の選定におきましては環境に影響が少ないものを選ばせていただいておりますけれども、実際にこの薬剤を分けている方には直接お話しはできませんけれども、一般市民に周知という形は今とはっておりません。

○秋山委員 了解です。

○渋谷委員長職務代理 では、次、岡田委員。

○岡田委員 それでは、4款1項1目、それぞれ高柳清掃工場周辺地域振興事業費並びに斎場地元対策事業費、大井川環境管理センター周辺地域振興事業費、これについてですが、毎年このような数字が出ているわけですけれども、ことしはどんな支出があったのか、それをまず教えていただきたいと。それで、本来とってはおかしいかもしれないですけど、高柳清掃工場にしてもあれにしても志広組ですよ。ところが、このお金については焼津市から出ている。本来は負担金でいいのかなと思うんですけども、負担金の中から。焼津市でこれを別にやっている理由があれば教えてください。

○嘉茂廃棄物対策課長 岡田委員の御質疑にお答えいたします。

私のほうからは、高柳清掃工場周辺地域振興事業費及び大井川環境管理センター周辺地域振興事業費につきまして御説明をさせていただきますが、まず、高柳清掃工場周辺地域振興事業費につきましては、高柳清掃工場に隣接いたします豊田第9自治会に高柳清掃工場の使用期限再延長に関する確約書に基づきまして当自治会が実施する住環境整備事業の費用を助成する事業でございます。平成30年度につきましては、豊田第9自治会が実施しましたコミュニティーセンター改修及び備品購入、小柳津五ヶ公会堂便所改修に対し助成したものでございます。

続きまして、大井川環境管理センター周辺地域振興事業費につきましては、大井川環境管理センターの建てかえに当たりまして、大井川環境管理センターに近い飯淵自治会、利右衛門地蔵森地区、大井川港漁業協同組合と協定書及び確約書を締結しており、その確約書に基づきまして振興事業の費用を助成する事業でございます。平成30年度につきましては、大井川港漁業協同組合に建物塗装、便所改修に、飯淵自治会、利右衛門地蔵森地区には防災用資機材の購入に対し助成したものでございます。

以上でございます。

○富田環境生活課長 それでは、私からは、斎場地元対策事業費についてお答えいたします。

こちらはスポーツの振興及び市民の健康増進を図るために、浜当目西の原運動場を運営する東益津第17自治会に対し予算の範囲で交付金を交付する事業でございます。西の原運動場はうまくゲートボールに利用され、地元自治会により適切に管理運営されております。先ほどと同じような形になるんですけれども、平成26年5月27日に締結されました斎場移設設置使用期限延長に対する付帯要望に係る確約書に基づき、毎年交付金交付要綱を定め、東益津第17自治会に交付している事業でございます。

○渋谷委員長職務代理 では、杉田委員。

○杉田委員 河川愛護事業費のところ、決算書では208ページ、河川愛護事業として河川

愛護事業費で1,990万円、それから、県費の補助、河川愛護事業費という形で210万円ですけれど、この河川愛護事業の中身というか、内容、これについて教えていただきたいのと、あと、この2つの費用がありますけど、これをどのように使われているのかお答えください。

○嘉茂廃棄物対策課長 杉田委員の御質疑にお答えいたします。

河川愛護事業費につきましては、地域で行う河川清掃の上げ土やカワモの収集運搬等業務委託料、土のう袋、ごみ袋等の購入費、器具修繕料等でございます。河川愛護事業費1,995万1,503円のうち上げ土やカワモの収集運搬等業務委託料が1,858万9,373円で93.2%を占めており、その次に土のう袋、ごみ袋等の購入費になっております。

続きまして、県費補助、河川愛護事業費、こちらのほうの295万円でございますが、こちらのほうにつきましては環自協のほうに全額補助をしているものでございます。

以上でございます。

○杉田委員 ちょっと私も勘違いしているところがあるかもしれません。今、川ざらいという形で焼津市全部一斉ということじゃなくて、地域ごとに一斉というような形でやられているところがあると思うんです。これが地域によって年2回のところもあれば、1回のところもある。地域、地域で決めることだと思うんですけれど、これというのはあくまでも環自協、地域の環境自治体ですか、この団体が決めることであって、市が決めることじゃないということでしょうか。

○嘉茂廃棄物対策課長 委員がおっしゃるとおり、市が日程を決定しているということではございません。

○杉田委員 県費補助のほうで全部環自協にということなんですけれど、この環自協、全部で自治会の数だけ団体があるんだと思うんですけれど、この配分はどのように配分されていますか。

○嘉茂廃棄物対策課長 環自協のほうに先ほど申しましたように295万円を市が補助いたしまして、環自協としての予算を組みまして、環自協事業として、自治会としては38自治会がでございます。そちらのほうに世帯数割、均等割、川のランク割等を見まして、全体で平成30年度につきましては525万5,295円、環自協予算として各自治会の支部のほうに配分をしているという状況でございます。

以上です。

○杉田委員 済みません、525万円というのは平均してということですか。

○嘉茂廃棄物対策課長 525万5,000円というのは38自治会全部の金額ということで御理解いただければ、単純にそれを38で割っていただければ平均になりますが、実際には、先ほど申しましたように、海岸等もあつたりしますので、海岸割等でございますので、全く38自治会を均等割で配分している状況ではございません。

以上です。

○杉田委員 その38の団体の詳細についてまた後で資料をいただければと思います。

これは直接環境部のほうとしてタッチするかどうかかわからないんですけれど、一般質問だったかな、青島委員がやった中で2級河川の草刈りをやっているときに事故があったわけですけど、リバーフレンドシップとの関係は環境部でよろしいですか。

○嘉茂廃棄物対策課長 今の御質疑にお答えいたします。

リバーフレンドシップにつきましては2級河川ということで、県が地元のボランティア団体、実際には自治会、町内会、各種団体等、協定を結んでいるわけですが、窓口につきましては河川課が窓口になって実施しており、県、市、それから、各種ボランティア団体等、多くは町内会等がございますけど、そちらの三者で協定を結んでいるということで御理解いただければと思います。

○渋谷委員長職務代理 では、申告の質疑は終わりました。

ほかに。

関連から行きます。秋山委員。

○秋山委員 最初の杉田委員からTNR活動のことについてのやりとりがあった件です。

これは御説明でモデル事業に応募して、それで交付10万円ということでされているということでした。ポイントは市民連携で取り組むというような御説明もあったわけなんですけれども、この事業効果を高めるためにさまざまなこともやられていると思います。先日も地元で出前講座がございまして、ごみの減量と犬猫の飼い方の1時間ちょっとの講座でしたけれども、非常にすばらしい内容で、受講した人たち、もう絶対に1人何グラム、ごみは減らすんだ。猫も犬もこうして飼おうというような、もう全会一致というすごくいい出前講座をいただきました。そういったように市の取り組みの事業効果を高めるものの1つとして、市民連携に加えて、民間の、例えば焼津へ行きますと日本有数のペットフードのメーカーもありますし、あと、獣医とか、ペットショップ、ペット利用のショップ等、いろいろあると思うんですけれども、この市民と意見交換の場を持っているというところにやっぱりこういった民間も巻き込む形というのが事業効果を高めるには非常に有効だと思うんですけれども、平成30年度はそういったいわゆる協議会的なもの、以前、一般質問で取り上げさせていただいたときに協議会の準備をしたいという答弁をいただいたこともあったんですけれども、そういった動きは平成30年はいかがだったのか、教えてください。

○富田環境生活課長 事業者も巻き込んだ協議会の設立ということで考えております。平成30年についてはそういった事業は行いませんでした。

○秋山委員 ぜひ進めるのがこういった少ない予算で効果の高い事業ということで必要かと思うんですけれども、このモデル事業も応募したポイントとしてそれを活かすというようなことは必要だと思うので、ぜひお願いします。

以上です。

○深田委員 最初に関連のほうをお聞きします。

猫の捕獲器ですけれども、先ほど2基あるということなんですけど、やっぱり春と秋と集中しますので、全市の中で4団体が集中するということもあるもんですから、やはりもう一つふやすということは検討されたほうがいいんじゃないかなと思います。

それで、ボランティア団体の方は本当に猫の食事代は実費だし、そこに行くまでの移動にも全部自腹でやっております。本当に不妊、去勢手術の費用だけ市が負担しているということなので、やはり餌代とか、交通手段とか、そういうボランティア手当みたいなものも今後考えていく必要があるかなと思います。その点についてどうでしょうか。

あと3つ、1つは河川清掃の関連ですけれども、先ほど河川、側溝、土手の草刈りとかを環自協さんが中心に主体としてやっているということで、市のほうは補助なんです

けれども、1年間でそういう河川清掃をやってどれだけのものが出たのか。例えば189ページの(2)で焼津ビーチクリーン大作戦、ここでは3,500人の参加により9.5トンのごみを回収したと書いてありますので、このように全市で何人が参加されて、どのような何トンのごみが出たとか、何トンの草を刈ったとか、そういうのまで出ると状況の実態もわかるんじゃないかなと思います、地域によって。そして、河川清掃のほうでは、191ページのほうではちょっと今わからないかと思うんですが、189の主要施策概要報告書のほうです。焼津ビーチクリーン大作戦のほうでは9.5トンでトン数が出ておりますので、その中身、倒木とか、木とか、プラごみとか、ペットボトルとか、どういう種類のものがあつたでしょうか。

最後に、昨日聞いたのは自動販売機の手数料収入について総務課のほうでお聞きしましたところ、焼津市の自動販売機は55台中47台がペットボトルが入っている自動販売機だそうです。そして、ペットボトルが占める割合が53.3%、その調査は報告していただきましたけれども、プラごみやペットボトルを削減していく中で自動販売機の中身のペットボトルを減らしていく考えについて、現状の考えについては環境行政の中で考えていくべきことということで分析についてはスルーされてしまいましたので、やはり環境部としてどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

以上です。

○富田環境生活課長 深田委員にお答えいたします。

私からは、ボランティアの猫の捕獲の関係です。市では2基、捕獲器を持っておりますが、各ボランティア団体も同じように捕獲器を持っております。ですので、足りないときにそれを貸し出すとか、あと、一般市民の方が猫を捕獲したいというときに貸しているというような状況でございます。

そして、もう一つは、ボランティアの意見の交換をするときに、やっぱり自分で持ち出しているとか、そういったものもお聞きしております。手当はどうだということも今御意見がございました。ことしの交流のときにもそういうお話というよりも、市民協働課がやっておりますプレゼンテーションで補助金を出している制度をワンニャンの会という団体がとっておりますして、それを同じように紹介させていただいて、申請のお手伝いというか、こういった制度だよということはお話をさせていただいております。手当のほうについてはそういった形で自己努力でやっているところもございますので、そちらをまずまねてみてはどうかということをお話しさせていただきました。

以上です。

○嘉茂廃棄物対策課長 深田委員の御質疑にお答えをさせていただきます。

まず、河川の関係で河川清掃の関係でございますが、先ほど杉田委員からありましたように、各自治会で年1回とか年2回、実施をしていただいているところでございますが、実績としては、河川、131、海岸、10、各自治会で報告いただいた中で延べ75日ということで、参加人数につきましては6万3,991の方が参加していただいて河川清掃をされているという御報告をいただいております。

具体的に、カワモの関係とか、その辺につきましては、今、細かい資料がございませんので、申しわけございません、お答えができません。

それと、ビーチクリーン大作戦につきましては、毎年、焼津市まちをきれいにする運

動推進協議会が主催で焼津市も共催で行っておりまして、11月の最終日曜日に実施をしておりますけれども、平成30年度が11月25日に実施をいたしまして、参加者人数が3,492人、回収量が9.531トンになっております。実質は燃やすごみのほうが平成30年度については大半を占めたということで御理解をいただければというふうに思います。

経過を見ますと、平成28年度が雨天で未実施になっておりますけれども、平成26年以降で見ますと、平成26年度が41.5トン、平成27年度が19.1トン、平成29年度が14.8トンという中、ビーチクリーン大作戦の回収量につきましては減少はされているということの結果が出ております。

それと、先ほど出た自動販売機のペットボトルの割合を環境部としてどう考えるかという御質疑でございますけれども、当然ながら、海洋プラスチックの問題が出てきておりますので、まずプラスチックを減らすということ、発生抑制というのは当然必要だというふうには理解をしておりますけれども、現状の中で今の自動販売機のペットボトルを減らすという環境部として現状そこまでの行動には移っておりませんので、今後の検討課題ということで御理解いただければと思います。

○深田委員 捕獲器のほうは足りないということはないということでしょうか。確認です。

それと、手当に関しましては、市民プレゼンテーションをワンニャンの会さんのほうに紹介をしたということなんですけれども、午前中に市民部のほうでちょっと載っているのを見ましたら、地域の活性化や地域の課題解決を目指して自主的かつ自立的に活動する市民活動団体に補助が1団体25万円交付されるというのがあります。この動物TNRをやっているボランティアの皆さんは地域をよくするためにやっているということになるので、この交付団体、市民活動団体にも一致するんじゃないかと思うんですね。こういうところにも申請団体として申請したらどうかというのは担当として言えることなんじゃないかなと思うんですが、その点、どうでしょうか。

○富田環境生活課長 まず、捕獲器の関係なんですけれども、ボランティア団体のほうからは捕獲器を借りに来るといのはなかなかないものですから、足りていると考えております。

そして、もう一つの先ほどお話がありました市民協働課が行っている市民公益事業団体補助金だったか、済みません、正式名称を忘れてしまいましたけれども、今現在受けているのはワンニャンの会です。その中でほかの団体もございましたので、ほかの愛護団体の方にこれを応募してみたらどうかということでお勧めをさせていただいております。

○深田委員 最後に、自動販売機のほうは今すぐ結論は出ないと思いますので、今後の地球温暖化防止対策もありますし、海洋問題、プラごみ問題もありますので、ぜひ焼津市が率先して削減していく方向で取り組んでいただきたいと思います。

以上を申し上げます。

○渋谷委員長職務代理 ほかにありますか。

○石田委員 ごめんなさい、補正がないもんですから猫関連で1つ、概要説明のほうの193ページ、決算書のほうは208ページの猫の登録等の事業費のところなんですけれども、平成29年度から平成30年の今、猫ブームで猫を飼っている方がかなりふえてきていると



思うんですけれども、平成29年度から平成30年度、この予算がどう変動しているかを見たときに、概要施策のほうを見ますと250頭で平成29年から変わっていないかなと私の記憶の中では思うんですけれども、実際に250頭の4,000円ですから100万円となっていて、支出済額が110万5,000円となっているわけなんですけれども、実際に窓口に来られて、猫の不妊もしくは去勢の手術がこの金額に達してしまってできなかったというお声の方がいらっしゃったかということをもっとお伺いしたいと思います。

○富田環境生活課長 それでは、石田委員にお答えします。

今、不妊、去勢手術につきまして、猫につきましては1頭4,000円で執行させていただいておりますが、やっぱり最後の年度末のほうには予算がなくて補助ができなかったというのは事例としてはあるようです。

○石田委員 早く行かないと250頭に達しちゃってできないよというお声も聞いています。そんな中、この決算書のほうを見ますと補助及び交付金、このあたりで不用額というのがあるんですけれども、やっぱり必要とする方に予算組みをしていただくというほうが喜んでいただける方も多いんじゃないかなと思うものですから、その辺も加味してまた今後こういったものを予算づけしていただけるとありがたいなと思います。要望です。

以上で終わります。

○渋谷委員長職務代理 ほかにありますか。

では、ほかにはないので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で認第9号中、環境部所管部分の審査を終わります。

これをもちまして、予算決算審査特別委員会、環境部所管部分の議案の審査は終了いたしました。当局の皆さん、御苦労さまでした。

以上で本日の議案の審査は終わりました。

予算決算審査特別委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

閉会（15：26）